

Disclosure 2022

Tajima Shinkin Bank
ディスクロージャー誌

〔たんしんの現況〕

共に生きるこの街を元気に

 但馬信用金庫



コウノトリ

写真提供:第16回 コウノトリ写真コンクール ニコン賞「いってらっしゃい」 冠野 順子 様

1971年に日本の空から姿を消した野生のコウノトリ。国内最後の生息地だった豊岡では、半世紀以上にわたりコウノトリの「いのち」を育む取り組みが行われ、今では野外に200羽を超えるコウノトリが暮らしています。

Contents

当金庫の事業方針……………	03	お客様に「安心」「安全」に	
当金庫の概況……………	04	お取引いただくために……………	27
但馬信用金庫と地域社会……………	05	財務の状況……………	35
中小企業の経営支援		注記事項……………	37
及び地域活性化への取り組み……………	07	預金の状況……………	40
主な商品・サービスのご案内……………	11	貸出金の状況……………	41
おすすめ商品・サービスのご案内……………	14	有価証券の状況……………	44
主な手数料のご案内……………	19	有価証券・為替の状況……………	46
総代会……………	21	経営指標その他……………	47
役員・組織……………	23	自己資本の充実の状況……………	50
たんしんのあゆみ……………	24	店舗紹介……………	57
統合的リスク管理態勢……………	25	キャッシュコーナーのご案内……………	58



ごあいさつ



会長 宮垣 和生



理事長 森垣 裕孝

平素は当金庫をご愛顧いただき、厚くお礼申し上げます。

本冊子は、皆様に当金庫へのご理解を一層深めていただくために作成したものでございます。

当金庫の業績、業務内容などについてご理解いただく一助になれば幸いに存じます。

さて令和3年度の金融経済環境は、国内外における新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に和らぐもとで、改善傾向にて推移しました。海外経済は、国・地域ごとにばらつきを伴いつつ、総じて見れば回復傾向にて推移しました。そうしたもとで、企業収益や業況感は全体として改善の傾向が見られますが、一方で雇用・所得環境を見ると、一部で改善の動きが見られるものの、全体としてはなお弱めとなっております。個人消費は、感染症によるサービス消費を中心とした下押し圧力が和らぐもとで、改善傾向にて推移しました。しかしながら、2月以降の世界情勢の悪化に伴いエネルギー価格が急激に上昇しており、地域経済への影響が懸念されております。

令和3年度は、中期経営計画「原点回帰 新たなステージへの持続的な発展」（令和元年度～令和3年度）の最終年度として、持続可能なビジネスモデル構築のために、①顧客との接点の向上による地域密着型経営の強化、②組織力を発揮した提案力の向上、③継続的な信頼を得るための経営管理態勢の強化の3つを基本戦略として掲げ、取り組んでまいりました。

その中で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている事業者の方や地域の皆様に対して、感染症対応資金等の支援を通して金融仲介機能を発揮すると共に、withコロナ時代に適応した伴走支援に取り組んでまいりました。また、認定支援機関として、一時支援金、月次支援金の事前確認、事業再構築補助金の計画策定支援を積極的に行いました。創業支援については、地域クラウド交流会を開催し、当地における創業気運を高める取り組みを行ったほか、山陰海岸ジオパークちいクラを開催するなど、広範囲での活動も行っております。事業承継については、小規模事業者の事業承継を支援するために、豊岡市、ココホレジャパン株式会社と連携し、「豊岡市継業バンク」を立ち上げ、地域課題解決に向けた取り組みを行いました。

令和3年度決算につきましては、期末残高で、預金積金は4,810億7百万円、貸出金は1,812億85百万円となりました。当期純利益は、資産の健全性確保のために諸償却並びに諸引当金の繰入れ、資金の効率的な運用、経営全般の合理化に努めました結果、3億95百万円を計上すると共に、自己資本比率も21.75%と引き続き高い健全性を確保しております。

日銀によるマイナス金利政策は7年目に入り、低金利環境が継続する中、新型コロナウイルス感染症の影響は今後も一定期間続くものと想定されることから、信用リスクの増加等により、収益環境はより厳しい状況で推移すると見通しております。足元ではコロナワクチン接種による重症患者減少、経済活動回復等が期待されているものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方に対しては、令和4年度についても金融仲介機能を発揮し、相談・課題解決への取り組み及びwithコロナ時代に適応した伴走支援を強化いたします。個人のお客様に対しては引き続きニーズを的確に捉えた商品開発に努めると共に、人口減少、地域経済の縮小などの地域の課題に対しきめ細やかなリレーションシップバンキングを推進することにより他行との差別化を図り、持続可能な経営基盤の構築と健全性の維持に努めてまいります。

また、令和4年度～令和6年度にかけて取り組む新中期経営計画では最終年度が当金庫100周年となる節目であり、「スピードと実行力」をもって更にその先にある新たな扉を開くための挑戦を実践してまいります。

今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

会長 宮垣 和生
理事長 森垣 裕孝

～共に生きる この街を元気に～

当金庫の 事業方針

当金庫は、創業以来、地域金融機関として地域密着型金融を徹底して推進し、「地域の皆様とともに発展し、地元の企業・生活者の豊かな生活を実現すること」を目指して諸施策に取り組んでまいりました。

令和4年度は、新中期経営計画「原点回帰～新たな扉を開くための挑戦～「スピードと実行力」」（令和4年度～6年度の3ヵ年計画）の初年度として、持続可能なビジネスモデル構築のための3つの基本戦略に基づき、事業を推進してまいります。また、同計画の最終年度が当金庫100周年となる節目であり、「スピードと実行力」をもって更にその先にある新たな扉を開くための挑戦を実践し、地域に必要とされる信用金庫となるよう取り組んでまいります。

第10次中期経営計画 原点回帰～新たな扉を開くための挑戦～「スピードと実行力」

顧客との接点の向上による地域密着型経営の強化

店舗戦略や効率的な人員配置を通じ、より顧客ニーズに対応できる体制を構築し、また事務の集中化などによる業務プロセスの改善により、地域密着型経営を推し進めます。

組織力を発揮した提案力の向上

ITを用いた非対面チャネルの充実や本部による営業店サポートを充実させた体制の構築、メリハリのある人事制度を構築することで人財育成により提案力の向上に努めます。

継続的な信頼を得るための経営管理態勢の強化

コンプライアンス風土やBCP（事業継続計画）態勢、またリスク管理態勢の強化により、なお一層信頼される信用金庫をめざします。

『あるべき組織風土』

当金庫では、行動指針の根幹の部分に、『あるべき組織風土』として、全役職員が常に持ち続けなければならない「地域とお客様、そして仕事に対する金庫の想いや決意」を定めて、これに基づいた行動を心掛けて業務に取り組んでいます。

1. 私たちは、地域と仕事を大切にします。

- 地域と共存共栄の気持ちで、地域の育成発展に努めます。
- 安定した収益を確保し、健全経営に努めます。
- 愛社精神を持ち、仕事に取り組めます。

2. 私たちは、情報と対話を大切にします。

- 金庫内外の情報を共有し、活用します。
- コミュニケーションをよくし、活気のある職場にします。
- お客様との対話を通じ、「きずな」を深めます。

3. 私たちは、速さとやる気を大切にします。

- 向上心を持ち、自己啓発を行います。
- 何事にも積極的に挑戦します。
- 段取りよく、即実行します。

但馬信用金庫の概要 (令和4年3月31日現在)

- 設立 大正13年8月
- 本店所在地 兵庫県豊岡市中央町17番8号
- 会員数 26,376名
- 出資金 852百万円
- 預金量 481,007百万円
- 融資量 181,285百万円
- 店舗数 28店舗 店外キャッシュコーナー46カ所
- 常勤従業員数 330名

●営業区域

兵庫県 豊岡市・養父市・朝来市・美方郡・姫路市（旧姫路市、旧神崎郡香寺町、旧飾磨郡夢前町に限る）・神崎郡・高砂市・加古川市・揖保郡太子町
京都府 京丹後市・福知山市



令和3年度の業績

預金積金 当期は **4,810.7** 億 7 百万円

預金は期中44億8百万円増加し、期末残高は4,810億7百万円になりました。

貸出金 当期は **1,812.85** 億 85 百万円

貸出金は期中26百万円増加し、期末残高は1,812億85百万円になりました。

純利益 当期は **3.95** 億 95 百万円

損益状況は、資金の効率的な運用、経営全般の合理化に努めるとともに、資産の健全性確保のために諸償却並びに諸引当金の繰入れを行った結果、当期純利益は3億95百万円となりました。

金庫の主要な事業の内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金、譲渡性預金等を取扱っています。

貸出業務

- 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っています。
- 手形の割引 商業手形等の割引を取扱っています。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用の為、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取扱っています。

外国為替業務

輸出、輸入及び外国送金、その他外国為替に関する各種業務を行っています。

附帯業務

- 日本銀行歳入代理店
- 地方公共団体の公金取扱業務
- ㈱日本政策金融公庫等の代理貸付業務、その他の代理業務
- 保護預り及び貸金庫業務
- 有価証券の貸付
- 債務の保証
- 公共債の引受
- 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
- 信託契約代理業務
- 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
- 確定拠出年金法により行う業務
- 電子債権記録業に係る業務

等を行っています。

地域に信頼され 必要とされる金庫をめざします。

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

信用金庫は、地域の皆様方からお預かりした資金を地域で必要としておられる方々や地元中小企業にご融資することを通して、皆様の生活向上や事業の発展、地域経済活性化のお手伝いをするを使命とする、地域で生まれた地域のための金融機関です。

たんしんは地域のお客様からお預りした大切な資金（預金積金）を、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って事業の繁栄や生活のお手伝いをしています。また、地域社会の一員として、預金や融資などの金融機能を提供するだけでなく、文化、環境、教育、観光といった面に加えて、地場産業の活性化や人口減少対策などの地域課題の解決に地元自治体や各団体などと連携を深めて取組んでいます。



お客様

うち会員
26,376名

預金積金
4,810億円

出資金

852百万円



但馬信用金庫

店舗数 28店舗
役職員数330名

**支援
サービス**

貸出金

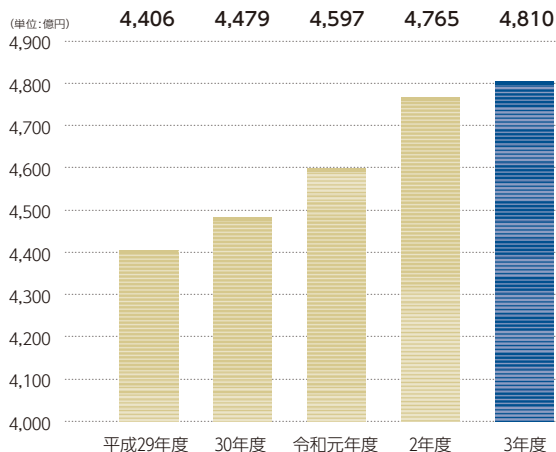
1,812億円

お客様のご預金について

当金庫の令和3年度末の預金積金残高は4,810億円です。お客様からお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であり、当金庫ではお客様の大切な財産を安全・確実に運用しております。

また、お客様の資産づくりをお手伝いさせていただくため、目的や期間に応じて各種預金を取り揃えております。

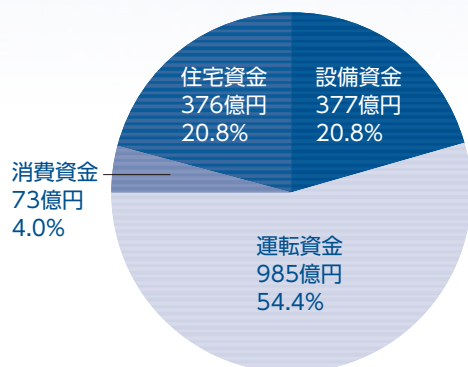
● 預金の推移



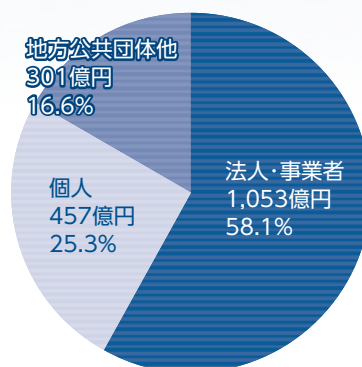
お客様へのご融資について

令和3年度末における当金庫の貸出残高は、1,812億円で、使途別残高は図Aのとおりです。そして、貸出金の人格別残高と構成比は、図Bに示しています。また、預金積金に対する貸出金の割合（預貸率：末残）は37.68%となっています。

●貸出金使途別残高（図A）



●貸出金人格別残高（図B）



融資を通じて地域金融機関の責務を全うします

当金庫存立の意義は、「金融効率を高め、良質で安定した資金を豊富に供給し、地域社会繁栄への貢献と奉仕にある」と認識し日々努力しております。また、貸出資産の健全性を確保するため、特定の業種や地域に偏ることなくバランスのとれた融資を心掛けております。

融資を通じて

- ① 地域のお客様の生活を豊かにする
- ② 中小企業の健全な育成を支援する
- ③ 地域の開発発展に貢献する

令和3年度決算について

当金庫の損益状況は、資金の効率的な運用、経営全般の合理化に努めるとともに、資産の健全性確保のために諸償却並びに諸引当金の繰入れを行った結果、当期純利益は前期比1億74百万円減少して3億95百万円となりました。なお、本来業務から得られる業務純益は、前期比6億96百万円減少して7億38百万円となり、一時的な変動要因を除いたコア業務純益（投資信託解約損益を除く）は前期比87百万円減少して6億23百万円となりました。

今後も安定的な収益確保により経営基盤の強化を目指してまいります。

*業務純益とは、金融機関の本来業務である貸出金や預金、投資信託・個人年金保険の窓口販売などの業務から得られる利益です。

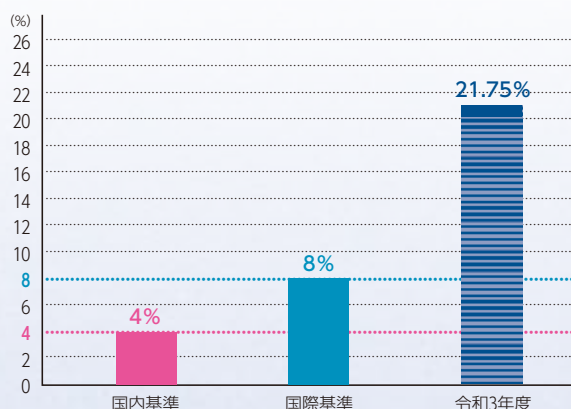
*コア業務純益とは、業務純益から一時的な変動要因である債券関係損益と一般貸倒引当金繰入額を除いたものです。

○自己資本比率について

自己資本比率は、金融機関の経営の健全性を示す重要な指標の一つとされ、当金庫では、お客様に安心してお取引頂けるよう、自己資本の充実に努めております。

令和3年度の自己資本比率は21.75%で、引続き高水準を維持しております。この数値は早期是正措置で義務付けられている自己資本比率4%（国内基準）を大幅に上回っています。また、信用金庫業界においても高位の比率を確保し、当金庫の健全性を示すものであります。

●自己資本比率と基準の比較



「地域密着型金融」への取組みについて

■「インパクト志向金融宣言」に署名

2021年11月に、但馬信用金庫を含む金融機関21社が署名してスタートしました。当金庫は都市部以外かつ兵庫県内で唯一署名した金融機関です。当金庫の主要エリアの但馬地域は人口・産業の過疎化や少子高齢化の進展に伴い緩やかに衰退する中で、環境・社会課題を自律的に解決しうる持続的な資金循環を生み出すためにインパクト志向をもつことは重要であると考えています。

2020年度休眠預金等活用制度「コレクティブインパクトによる地域課題解決事業」に採択された但馬地域の医療福祉を守るNPO法人「但馬を結んで育つ会」の伴走支援や、後継者不足に悩む事業者支援などの様々な地域プロジェクトに取り組んでいます。

※「インパクト志向金融宣言」とは、金融機関の存在目的は包括的にインパクトを捉え、環境・社会課題解決に導くことである、という思いを持つ複数の金融機関が協同し、インパクト志向の投融資の実践を進めていくイニシアティブです。（令和4年7月1日現在で33社が署名しています。）



写真はNPO法人「たじまを結んで育つ会」

■「兵庫県豊岡市継業バンク」を開設

当金庫は、豊岡市と小規模事業者の後継者問題を解決する継業支援サービス「ニホン継業バンク」を運営するココホレジャパン株式会社と三者連携協定を締結しました。後継者不在事業者の調査、移住者とのマッチングなど、地域ぐるみで事業承継に取り組むため「兵庫県豊岡市継業バンク」を開設しました。

※「ニホン継業バンク」とは、経済合理性を優先するM&Aでは承継の機会が与えられない地域の小さな仕事の本質的な価値を伝え、継ぎ手を探す「事業承継版・空き家バンク＝継業バンク」です。



■地域クラウド交流会（ちいクラ）

～つながる。広がる。うまれる。～起業家の応援を通じて地域を活性化!! 地域クラウド交流会を開催しました。

※「地域クラウド交流会」は、サイボウズ株式会社が事業のメソッド提供などの開催サポートを手掛けています。

●第1回山陰海岸ジオパーク地域クラウド交流会（令和3年10月16日 参加者102名）



「山陰海岸ジオパーク」をキーワードに鳥取～兵庫～京都の3府県をまたがる広域で大きく繋がる交流会となりました。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、完全オンラインでの開催でしたが3府県以外の全国各地からも参加いただき、新たな可能性を発見できました。

●第7回豊岡地域クラウド交流会（令和4年5月28日 参加者121名）



感染防止対策を行って久しぶりの完全リアル開催で、参加者同士の交流の輪が広がりました。

たんしんでは、中小企業の再生・支援や地域活性化への取組みに力を入れています。

■芸術文化観光専門職大学との 産学連携協力の推進に係る協定の締結

地域課題の解決を通じて「地域とともにある大学」を目指す同大学と、地域の実情を把握している地元金融機関が多様な分野で連携を推進して、地域における産業の高度化と新事業の創出を促進し、地域産業の活性化を図ることを目的として連携協定を締結しました。



■豊岡鞆産業次世代後継者への実践型プロジェクト「育成塾」

日本財団と信金中央金庫、全国信用金庫協会が連携して提供する「わがまち基金」の地方創生支援スキームを活用して、豊岡の鞆産業次世代後継者への実践型育成プロジェクト「育成塾」の第3期を開講しました。外部企業に参加していただき、企画提案力、マーケット分析力、販売開拓力の養成を目的に実施した本事業は第3期で終了となりますが、引続き新たなプロジェクトを展開していきます。



※わがまち基金は、日本財団が各地の信用金庫とともに地域の未来のために取組むプロジェクトの総称です。わがまち基金は地域創生と復興支援の2つの軸でプロジェクトを展開しています。

■湯村支店に新温泉町の 「ワーケーションコーディネート窓口」を設置

当金庫では新温泉町と連携してワーケーション事業に取り組んでおり、同町の地域おこし協力隊員をコーディネーターとしたワーケーションのコーディネート窓口を令和4年3月末まで湯村支店内に設置しました。信金のネットワークを生かして協力隊員の活動を支援するなどワーケーション事業を促進しています。



■クラウドファンディング

お客様のニーズに合わせて、クラウドファンディングによる資金調達や販路拡大、テストマーケティング等を支援しています。

※クラウドファンディングとは、インターネット上でやりたいことを発表し、それに賛同した不特定多数の方から少額の資金を集める仕組みです。

<プロジェクト例>

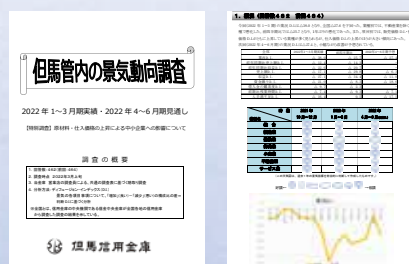
- ・鞆メーカーが作る【花札】革を使った新感覚商品で豊岡市の魅力を楽しく発信！
- ・極上の新こだわりスイーツ！賞味期限3日、大人贅沢な生ジェラートアイス
- ・「コロナの中一人でいちご農園を守ってきた母を助けたい」
- ・身体にやさしい糖質オフスイーツでより多くの人を健康に導きたい



■「景気動向調査」の実施

但馬管内のお取引先約460社にご協力いただき、四半期ごとに業況調査（実績と予測）を実施し、「但馬管内の景気動向調査」を発信しております。信金中央金庫が全国で実施している取組みであり、全国との比較もおこなっています。

※四半期ごとの調査結果はホームページで公表しています。



中小企業の経営支援及び地域活性化への取組み

■地域密着型金融の推進状況

《令和3年度の実績》

(1) 創業・新規事業開拓

項 目	件 数
当金庫が関与した創業件数	14件(前年17件)
当金庫が関与した第二創業件数	2件(前年0件)

(2) 成長段階における更なる飛躍

項 目	件数・金額等
本業(企業価値の向上)支援先数(情報提供含む)	1,258先 (前年1,381先)
うち販路開拓支援を行った先数(成約数)	104先 (前年136先)
うち中小企業に対する経営人材・経営サポート人材・専門人材の紹介数(成約数)	36人 (前年13人)
うち外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数(成約数)	42先 (前年23先)

(3) 経営改善・事業承継等

項 目	件数・金額等
金融機関がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善(売上高、経常利益)や就業者数の増加が見られた先数	メイン先数 1,294先 (融資残高 574億円) うち改善先数 792先 (融資残高 423億円)
中小企業再生協議会を利用した先数	14先(前年14先)
中小企業支援策の活用を支援した先数	473先(前年204先)
M&Aマッチング成約先	3先(前年2先)

《令和3年度公表数値目標および実績》

公表数値目標の内容	目標	実績
不良債権比率(金融再生法に基づく資産査定開示債権)	3.296%	4.409%
事業貸出先全体に対する債務者区分のランクアップ先数	30先	13先
経営改善支援取組先に対する債務者区分のランクアップ先数	5先	3先

《令和4年度公表数値目標》

公表数値目標の内容	目標
不良債権比率(金融再生法に基づく資産査定開示債権)	3.398%
事業貸出先全体に対する債務者区分のランクアップ先数	30先
経営改善支援取組先に対する債務者区分のランクアップ先数	5先

※当金庫の「地域密着型金融推進計画」の内容や進捗状況はホームページに公表しています。(https://www.tanshin.co.jp)

■「経営者保証ガイドライン」の活用状況

《令和3年度の実績》

項 目	割合
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	27.7%
事業承継時における保証徴求対応に係る以下の4タイプの割合	
代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	3.8%
代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	30.8%
代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	63.5%
代表者の交代時において、旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	1.9%

■「信用金庫の日」の奉仕活動

信用金庫の日（昭和26年6月15日の信用金庫法制定にちなんだ日）には、地域の皆様のご愛顧に感謝し、例年、全店一斉に支店所在地において清掃作業等の奉仕活動を実施しています。令和4年度は信用金庫の日に本店と和田山支店で献血を実施し、役職員40名が採血しました。



■絵本「おかしのかみさま」を豊岡市の幼保育施設、小学校等へ寄贈

お菓子の由縁が豊岡にあることを内外にPRして地域活性化に寄与するため日本財団「わがまち基金」を活用して作成した絵本「おかしのかみさま」を豊岡市内の幼保育施設、小学校等へ寄贈しました。



■特殊詐欺の未然防止に貢献

豊岡北支店の職員が特殊詐欺を未然防止したとして、豊岡警察署から感謝状を贈呈されました。窓口でのお客さまとの会話から不審を察知し通報したことが、被害防止に繋がりました。



○地球温暖化防止への取組み

当金庫は「気候変動イニシアティブ」Japan Climate Initiative(略称:JCI)へ参加しています。

○高齢者見守りネットワーク事業への協力

公益財団法人たんしん地域振興基金の活動

たんしん地域振興基金は、但馬地域の諸団体が行う「コミュニティ（地域社会）活動」および「産業活性化の活動」を応援するために、但馬信用金庫が平成9年3月に設立した財団法人です。平成23年10月には、公益法人の制度改革に対応するために組織態勢を再構築し、多くの法人が一般法人化するなかで、公益財団法人として兵庫県の認定を受けて、新たに『公益財団法人たんしん地域振興基金』として活動を開始いたしました。

事業を通じて、豊かな住み良い地域社会の創造に寄与することを目指しています。主な事業内容は以下のとおりです。

奨学金事業

令和元年度より、但馬地区の高等学校に在学し、四年制大学（またはこれと同程度以上）に進学を希望する学生に対する奨学金事業を開始しました。

●募集人数／毎年7名程度 給付額／月額15,000円

「たんしん経営塾」の運営事業、たんしん経営塾OB会事業

但馬地域の産業を担う若手経営者の育成をお手伝いするために「たんしん経営塾」を開講し、定期的な勉強会と異業種交流を図っています。また、講座修了者の継続的な交流と相互啓発の場としてOB会を組織し、現在200名を超える会員となっています。



ホームページ「但馬の百科事典」の運営事業

当財団は、但馬の活性化のために、まず但馬のことをよく知り、理解していただくことが大切であると考え、ホームページ上に「但馬の百科事典」を運営しています。但馬の著名人、文化、観光名所等についてまとめて掲載していますので、是非ご覧ください。

<https://tanshin-kikin.jp/>



主な商品・サービスのご案内

たんしんでは、お客様のライフサイクルや様々な資金ニーズにお応えするために、各種商品を取揃えています。



預金業務

種 類		内 容	期間・金額	
総 合 口 座		1冊の通帳に普通預金・定期預金・定期積金がセットでき、受取る・貯める・支払う・借りるの4つの機能がついて、家計簿代わりにご利用いただけます。		
普 通 預 金		現金・小切手・手形・配当金などの入金、給与・年金などの自動受取、公共料金・クレジットなどの自動支払いに幅広くご利用いただけます。	出し入れ 自由	1円以上
決 済 用 普 通 預 金		預金保険制度において全額保護される預金です。無利息であること以外は、一般の普通預金、総合口座と同様にご利用いただけます。	出し入れ 自由	1円以上
貯 蓄 預 金		10万円型と30万円型の2種類。普通預金感覚でいつでも自由にお引出しいただけます。ただいま金利優遇商品「二刀流たまる君」をお取扱いしています。	出し入れ 自由	1円以上
当 座 預 金		手形・小切手をご利用いただけます。 ご希望により手形・小切手にイメージ印刷を行っています。	出し入れ 自由	1円以上
通 知 預 金		まとまった資金の短期運用に便利な預金です。	7日以上	1万円以上
納 税 準 備 預 金		各種税金の納税資金の積立にご利用いただけ、お利息は非課税扱いとなっております。	納税時 にお引出し	1円以上
定 期 積 金		ご利用の目標と時期に合わせて毎月一定額を積立てる堅実な預金です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上
定期預金	大口定期預金	金融情勢に応じて当金庫独自の金利を設定、大口資金の運用に最適です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上
	スーパードル	自由金利の預金です。	1ヵ月以上 10年以内	100円以上
	期日指定定期預金	1年複利の預金で1年経過後は、1ヵ月前のご連絡で一部引出しもできます。	最長3年	100円以上 300万円未満
	変動金利定期預金	市場金利の動向に合わせて6ヵ月毎に利率が見直される預金です。	1年以上 3年以内	100円以上
	定額複利預金	半年複利の預金で据置期間経過後は、一部引出しもできます。	最長5年	1万円以上 1,000万円未満
財形貯蓄	一般財形	給与天引きで確実に資金がたまり、結婚・教育・レジャーなど貯蓄目的は自由です。1年経過分から一部引出しができる便利な預金です。	3年以上	1,000円以上
	年金財形	豊かなシルバーライフ実現のための年金型預金です。	5年以上	1,000円以上
	住宅財形	マイホーム取得・増改築などの資金づくりのための預金です。有利な融資を受けられる特典がついています。	5年以上	1,000円以上
外貨預金	外貨普通預金	為替変動リスクがありますが、為替相場の動きを見ながら、自由に出し入れできます。	出し入れ 自由	1米ドル以上 1ユーロ以上 1豪ドル以上
	外貨定期預金	為替変動リスクがありますが、金利・為替相場の動向次第で有利な資産運用が可能です。	米ドル 1週間以上 ユーロ・豪ドル 1ヵ月以上	100米ドル以上 100ユーロ以上 100豪ドル以上
譲 渡 性 預 金		まとまった資金の短期間運用にご利用いただけます。 必要なときには満期日前に譲渡することができます。	2週間以上 5年以内	5,000万円以上

※復興特別所得税の源泉徴収に関するお知らせ

平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には復興特別所得税が加算されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。

為替業務

種 類		内 容
内国 為替	送金・振込・取立	全国各地の金融機関を結びネットワークを通じて、送金・振込や手形・小切手の取立が迅速、安全にできます。また、ATM・インターネットバンキングによる振込なら手数料がお安く、便利です。
	外国通貨の両替	米ドルの売渡、買取および米ドル建・円建旅行小切手の買取をお取扱いいたします。また、米ドル以外の外貨をご自宅やお勤め先にお届けする宅配サービスもお取扱いいたします。
外国 為替	輸出・輸入	輸出荷為替手形や小切手などの買取・取立、輸入信用状の発行、輸出信用状の接受、その他、輸出入貿易金融および保証をお取扱いいたします。
	海外送金・取立	海外へ送金したり、海外からの送金をお受取りいただけます。

融資業務

種 類	内 容	期間・金額	
主な個人ローン	住宅ローン「グッドライフ」	住宅の新築・購入・増改築および借換資金にご利用下さい。	35年以内 50万円以上 8,000万円以内
	無担保住宅ローンⅡ	無担保で住宅の新築・購入・増改築および借換資金等にご利用いただけます。	3ヵ月以上 20年以内 2,000万円以内 空き家解体費用は 500万円以内
	たんしんフラット35	住宅金融支援機構と提携した15年以上35年以下の長期固定金利住宅ローンです。新築・購入資金等にご利用下さい。	15年以上 35年以内 100万円以上 8,000万円以内
	たんしん「リフォームローン」	お住まいの増改築・修繕だけでなく車庫や倉庫の設置等、また、空き家の解体費用にもご利用いただけます。	3ヵ月以上 15年以内 1,000万円以内 空き家解体費用は 500万円以内
	Web完結対応マイカーローン	Web完結にも対応可能なマイカーローンです。お借入れ期間中、ロードアシスタントサービスが付帯されます。	6ヵ月以上 10年以内 10万円以上 1,000万円以内
	カーライフプラン	自動車の購入、車検・修理・運転免許証取得・車庫設置・自動車ローン借換等の資金にご利用下さい。	3ヵ月以上 10年以内 1,000万円以内 ただし、就職内定者の方は 200万円以内
	マイカーローン	新車・中古車・カー用品の購入にご利用下さい。	10年以内 10万円以上 1,000万円以内
	たんしんスピードローン「生活上手」	お使いみちは自由です。いきいき生活をお手伝いします。個人事業主さまの事業性資金にもご利用いただけます。年金受給者の方は隔月返済も選択可能です。Web完結にも対応可能な商品です。	6ヵ月以上 10年以内 10万円以上 500万円以内 ただし、隔月返済の方は 300万円以内
	たんしんスピードローン「生活上手レディ」	女性限定商品でお使いみちは自由です。「なりたい私」を応援します。個人事業主さまの事業性資金にもご利用できます。パート・アルバイト・世帯収入がある専業主婦の方もご利用いただけます。	6ヵ月以上 10年以内 10万円以上 100万円以内 ただし、専業主婦・年金受給者の方は50万円以内
	フリーローン500	教育・旅行・レジャーなどお使いみちは自由です。豊かな暮らしにお役立て下さい。	10年以内 10万円以上 500万円以内
	進学ローン「合格」	お子様の高校・大学等への入学金・授業料等の教育資金にご利用下さい。Web完結にも対応可能な商品です。	3ヵ月以上 16年以内 1,000万円以内
	カードローン「プラスⅡ」	ショッピングや旅行、お使いみちは自由です。パート、アルバイトの方もご利用いただけます。	1年間 (自動更新) 10万円以上 100万円以内
	カードローン「きゃっするⅡ」	お使いみちは自由です。主婦、パート、アルバイトの方もご利用いただけます。Web完結にも対応可能な商品です。	1年間 (自動更新) 50万円以上 300万円以内
	カードローン「プレミアム」	当金庫で住宅ローンをご利用の方だけにご利用いただけるカードローンです。	1年間 (自動更新) 110万円以上 300万円以内
	教育カードローン	ローンカードにより教育に必要な費用がATMで簡単にご利用いただけます。	5年以内 50万円以上 300万円以内
主な事業資金	事業者カードローン	事業用の資金（運転資金・設備資金）にご利用下さい。カードで、いつでも簡単にご利用いただけます。	2年毎に更新 100万円以上 1,000万円以内
	スモールローン「新事業の助け」	事業用資金（運転資金・設備資金）にご利用下さい。無担保で最高1,000万円までご利用いただけます。	6ヵ月以上 5年以内 50万円以上 1,000万円以内
	無担保当貸ローン	事業用の資金にご利用下さい。貸付専用口座による当座貸越形式の融資です。なお、特定の財務指標の維持等を条件（コベナンツ設定）として、金利面等での優遇が受けられます。	1年毎に更新 1,000万円以上 5億円以内 ただし、2,500万円超は コベナンツ設定となる

主な商品・サービスのご案内

各種業務・サービス

種 類	内 容
キャッシュサービス	1枚のカードで、全国の信用金庫および提携金融機関のキャッシュコーナーをご利用になれます。当金庫キャッシュコーナーでは、平日はもちろん土曜日・日曜日・祝日にも「入出金」や「振替」、「振込」*等ができます。また、全国の信用金庫のキャッシュコーナーでは、利用手数料が無料となる「しんきんゼロネットサービス」*をご利用いただけます。 ※ご利用できない場合がございます。18ページもご覧ください。
自動支払い	電気・電話・NHK受信料・ガス料金・水道料金のほか、税金・保険料・各種クレジットなどの支払を、ご指定の預金口座から自動支払いいたします。
自動受取り	給与、ボーナス、各種年金や配当金が自動的にお客様の口座に振込まれ、安全、確実で便利です。
たんしん通帳アプリ	記帳・繰越不要、通帳紛失の心配もなく、アプリで残高・明細をどこでもチェックできる便利な通帳レス口座をご利用いただけます。また通帳レス口座では、総合口座担保定期預金の新約・解約が可能です。来店いただかなくてもスマートフォンでお手続きができます。
貸金庫	便利な全自動貸金庫が本店、八鹿、竹田、姫路、豊岡西、豊岡北、姫路北、延末、福知山支店でご利用いただけます。本店、八鹿は土日祝日も含め365日、8:00～20:00までご利用いただけます。
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちにお預かりしますので、防犯上、安全確実です。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードでショッピング代金のお支払いができるサービスです。全国の「J-Debit」加盟店でご利用できます。ただし、キャッシュアウトを取扱う加盟店では当金庫のキャッシュカードはデビットカードとして利用できません。
クレジットカード	しんきんVISA・JCB・セゾンアメックスカードをはじめ各種クレジットカードを取扱っております。また、法人のお客さま向けに法人カードも取扱っております。
マルチQRコード決済サービス「StarPayAplus」	株式会社アプラスの提供する加盟店向けマルチQR決済サービスです。アプリひとつで複数のQR決済サービスに対応可能です。
インターネットバンキング	パソコンやスマートフォンなどのインターネットを通じて、振込、残高照会、定期預金の契約等がご利用いただけます。個人・法人向けがあります。
でんさいネット(電子債権)サービス	手形・振込に代わる新たな決済手段を提供するものであり、手形等の決済手段と比較して、支払事務の削減、印紙税・手形郵送料等の削減、取立手続きの不要など管理負担を軽減し、分割して譲渡や割引を行うことが可能になるなどのメリットがあります。
マルチペイメント収納サービス	個人及び法人インターネットバンキングにより税金等の支払いが行えます。(Pay-easy(ペイジー)マークのついた請求書・納付書に限ります)また、自動車整備事業者の方は自動車重量税及び自動車検査登録手数料でも利用が可能です。
ネット口座振替受付サービス	ご指定の口座を引落口座として、提携企業の各種支払いをインターネット上で締結するサービスです。「預金口座振替依頼書」の書類記入やお届け印の押印を行うことなく、インターネットに接続できるパソコンや携帯電話によりご利用いただけます。
たんしんアンサー通知サービス	振込や入出金があった場合、指定されたファクシミリへ自動で通知いたします。
たんしんアンサー振込・照会サービス	お客様の端末機と当金庫のコンピュータを直接結ぶことで、会社や家庭に居ながらにして、取引照会や資金の振込・振替ができます。経理事務の合理化・省力化、資金の効率運用にお役立て下さい。
しんきん自動集金サービス(元請契約)	全国の金融機関との提携により、お客様の集金業務を自動振替によって合理化できるサービスです。
投資信託の窓口販売	投資信託のご購入は本支店窓口にお申し出下さい。(価額変動のある金融商品ですので、元本割れのリスクがあります。)
国債の窓口販売	個人向け国債(期間10年、5年、3年)を取扱っております。
生命保険の窓口販売	豊かな老後の生活を実現するための「個人年金・終身保険」と万一の場合に家族の生活をお守りする「ガン・医療保険」を取扱っております。
損害保険の窓口販売	住宅ローンをご利用のお客さま向けに長期住宅火災保険「しんきんグッドすまいる」「THEすまいの保険」と、病気やケガで働けなくなった期間の返済をバックアップする債務返済支援保険「しんきんグッドサポート」を取扱っております。また、ケガに備える標準傷害保険や自動車損害保険「おとなの自動車保険」の取扱いを行っています。
確定拠出年金(個人型:iDeCo)	公的年金に上乗せして老後の資産を築いていく新しい年金制度です。加入資格者は、国民年金に加入している自営業者・会社員・公務員・専業主婦(会社員・公務員の配偶者)です。掛金の拠出・運用は加入者である個人です。
信託商品の取扱	ご自分の将来やご家族の未来のために、必要となる資金をあらかじめ準備できる「相続信託」、お子さまへ、お孫さまへ、ご家族へ、生前贈与をサポートする「暦年信託」を取り扱いしております。
メールオーダーサービス	メールオーダー(郵送)による住所変更届、公共料金口座振替依頼書、各種ご相談サービス依頼書の受付を取扱っております。
たんしんBigAdvance	事業者の経営課題解決を目的に、ビジネスマッチングサービス、従業員の福利厚生、専門家相談など機能をインターネット上のサイトにアクセスして利用いただくプラットフォームサービスです。

おすすめ商品・サービスのご案内

信託商品

次世代にご資産を「わたす」「おくる」ための信託商品を取扱っています。

しんきん相続信託
こころのボタン

ご自分の将来やご家族の未来のために、必要となる資金をあらかじめ準備できます。

ご利用の例

お客様 → 信用金庫 (信託契約代理店) → 信託契約 → 信金中金 → ご本人が万が一のとき → お受取人 (ご家族)

ご自分用 定時定額金として計画的に受け取ることもできます。

簡単なお手続きで資金をお受け取り

ご家族の資金の受取方法は、一時金と定時定額金から選択できます。

「しんきん相続信託」の概要

信託金額	100万円以上 3,000万円以下
信託期間	5年以上 30年以内 (1年単位で指定)

- 信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫 (略称: 信金中金) が、信託財産を安全に管理・運用し、元本を保証します。
- 本商品は、預金保険の対象です。

	お受取人	受取方法
ご家族用 一時金	推定相続人から指定 (複数可)	受取金額、受取割合を指定
ご家族用 定時定額金		受取金額、受取割合、受取サイクル、受取日 (15日または末日) を指定
ご自分用 定時定額金	お客様	

しんきん暦年信託
こころのリボン

お子さまへ、お孫さまへ、ご家族へ、生前贈与をサポートします。

ご利用の例

お客様 (贈与する方) → 信用金庫 (信託契約代理店) → 信託契約 → 信金中金 → 年1回 → 受贈の意思表示 → お子さま、お孫さまなど (贈与を受ける方)

贈与する方は、贈与を受ける方のお名前と贈与金額を書面により指定

贈与の意思表示

年1回

贈与金の振込

「しんきん暦年信託」の概要

信託金額	500万円以上
信託期間	5年以上 30年以内 (1年単位で指定)
贈与を受ける方の候補	3親等以内の親族から指定 (最大9名)

- 信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫 (略称: 信金中金) が、信託財産を安全に管理・運用し、元本を保証します。
- 本商品は、預金保険の対象です。

※ご契約時には以下の手数料 (消費税込) が必要となります。詳しくは、窓口または担当者へお問い合わせください。
・契約時事務手数料…信託金額×1.10% (上限110,000円) ・追加信託時事務手数料…追加信託金額×1.10% (上限110,000円)

投資信託・保険関係

目的・期間・金額など、お客様のライフサイクルに応じた商品の提供に努めています。

資産運用をお考えのお客様への投資信託商品や個人年金、終身保険、そして傷害保険・ガン・医療・自動車保険等の保障性商品の取扱いをしております。



おすすめ商品・サービスのご案内

ローン関係

たんしんのホームページでローンの審査がご利用いただけます!!

パソコン、スマートフォンから簡単!
いつでも!どこでも!

- 住宅ローン ●マイカーローン
- 教育ローン ●カードローン
- フリーローン etc



**Web完結対応
ローンも
好評取扱中!**

◀お申込み・詳細はこちら

https://www.tanshin.co.jp/loan_entry/



■住宅ローン「グッドライフ」

住宅の新築・購入・増改築および借換にご利用ください。お取引の内容に応じて当金庫基準金利から一定の金利を優遇します。

■たんしん無担保住宅ローンⅡ

自宅の購入資金・リフォーム資金、住宅ローンの借換えなど住宅資金全般にご利用いただけます。(最高2,000万円まで)



■Web完結対応マイカーローン Web完結対応

乗用車購入等の資金にご利用いただけます。下記条件に該当されるお客様には、基準金利から最大0.8%の金利を差し引かせていただきます。また、お借入れ期間中はロードアシスタントサービスが付帯されます。

(①Web完結型で申込 ②給与振込指定 ③職域契約先にお勤め)



■スピードローン生活上手 Web完結対応

お使いみちは自由です。パート・アルバイト、年金受給者の方や世帯収入のある専業主婦の方、また個人事業主さまの事業資金にもご利用いただけます。

申込からご契約までWebで手続きができる「Web完結」対応のローンです。



■職域フリーローン

お使いみちは自由で、10万円～500万円までご利用いただけます。当金庫と「職域サポート契約」を締結している事業所または「たんしんBigAdvance」を契約している事業所の従業員さま限定ローンです。



ローンに関するお問合せは、各店舗へお気軽にご相談ください。
当金庫のホームページやフリーダイヤルでもご相談いただけます。

フリーダイヤル **0120-839-939** [受付時間 9:00～17:00(平日)]

住宅ローンの相談は土日祝日もオンラインでご相談いただけます。
お申込み・詳細はこちら ▶ <https://www.tanshin.co.jp/online/>



年金受給者向けのお得な商品

たんしんでは、公的年金を当金庫でお受取りいただいている方や年金受取りのご予約をいただいた方に、店頭表示金利に上乗せしてお預かりする定期預金をご用意しています。また、皆様の健康に関するご相談や年金友の会「信寿会」活動を通じて会員相互の親睦のお手伝いなどのサービスの提供にも努めています。

また、提携施設にて様々なご優待サービスが受けられる「わくわく倶楽部」に入会いただけます。



年金受給者向け定期預金

商品名	利用いただける方	預入金額	預入期間および適用金利	取扱期間
きさら	当金庫で公的年金を受給している方	700万円まで	[1年] 店頭表示金利+0.15%	令和5年3月末まで
きさらJr.	満55歳以上で当金庫に公的年金の「振込指定予約」をされていた方	500万円まで	[6ヵ月~1年6ヵ月] 店頭表示金利+0.10% [1年] 店頭表示金利+0.10% (当初は誕生日までの満期日指定、その後は1年)	令和5年3月末まで

*詳しくは、窓口または担当者にお問合せください。

退職者向けのお得な商品

たんしんでは、満50歳以上で退職金をお受取になられた個人の方に、店頭金利に上乗せしてお預かりする定期預金をご用意しています。また、公的年金の振込指定をご予約いただいた方またはお受取りいただいている方には、更に金利を上乗せさせていただきます。



退職者向け定期預金

商品名	ご利用頂ける方	預入金額	預入期間および適用金利	取扱期間
スーパーきさら	満50歳以上で退職金をお受取になられた方で、退職金である事の確認ができる方	100万円~退職金受取額まで	退職金のみ 3ヵ月: 0.40% 6ヵ月: 0.25% 退職金+年金予約または年金受取 3ヵ月: 0.80% 6ヵ月: 0.50%	令和4年12月30日まで

~たんしんの年金8つの特典~

- 700万円まで店頭表示金利に一定の金利を上乗せ**
年金受給者定期預金「きさら」でお預りします。
- 年金友の会「信寿会」への加入**
年金受給者の方ならどなたでも参加いただける楽しいサークルです。
- まさかにも備えて「交通事故見舞金制度」**
保険料はたんしんで負担いたします。
- ATM時間外手数料無料**
年金振込指定口座のカードでのATMのご利用は、時間外手数料がかかりません。
- 「わくわく倶楽部」のご優待サービス**
会員証の提示で、有名ホテル・旅館・ゴルフ場等、提携施設の優待サービスが受けられます。
- 24時間受付で安心、健康サポートダイヤル**
健康や介護に関するご相談、また全国の施設のご案内をいたします。
- 「お誕生日プレゼント」進呈**
お誕生日をお祝いして、プレゼントをお届けいたします。
- とっても便利「年金手帳入れ」進呈**
大切な年金手帳を保護します。

☎ 0120-650-310

おすすめ商品・サービスのご案内

ATMおよびインターネットバンキング (IB) のお得なご利用

定期預金

ATMおよびIB、または通帳アプリを利用して定期預金をお預けいただくと金利がお得です。

定期預金の預け入れ期間に応じ、店頭基準金利に一定の金利を上乗せしてお預かりします。

※ATMおよび通帳アプリをご利用の場合、初回満期日までの上乗せとなります。

上乗せ金利＝預入期間(年)×0.02%

	ATM	IB・通帳アプリ
1年定期	0.02%上乗せ	0.02%上乗せ
2年定期	0.04%上乗せ	0.04%上乗せ
3年定期	0.06%上乗せ	0.06%上乗せ
4年定期	0.08%上乗せ	0.08%上乗せ
5年定期	0.10%上乗せ	0.10%上乗せ

振 込

ATMおよびIBを利用してお振込をしていただくと、手数料がお得です。ATMなら稼働中いつでも、IBなら365日24時間いつでも当日振込できます。

ATM振込制限の実施について *特殊詐欺被害を防止するために、70歳以上のお客様でキャッシュカードを保有し、過去3年間にATM振込をされていない口座を対象に、キャッシュカードによるATM振込のご利用を停止させていただきます。なお、「お引出し」「お預入れ」など、振込以外のお取引はご利用いただけます。キャッシュカードによるATM振込の利用を希望される方は、お取引店にお気軽にお申し出ください。

項 目	ATM		インターネットバンキング		窓 口
	キャッシュカード	現 金	個人IB	法人IB	
3万円未満	当 金 庫 同 一 店 宛	無料	無料	無料	110円
	// (会 員)	無料	無料	無料	無料
	当 金 庫 本 支 店 宛	110円	110円	110円	220円
	// (会 員)	無料	無料	無料	110円
	他 行 宛	270円	270円	380円	600円
3万円以上	当 金 庫 同 一 店 宛	無料	無料	無料	330円
	// (会 員)	無料	無料	無料	無料
	当 金 庫 本 支 店 宛	220円	330円	330円	440円
	// (会 員)	無料	無料	無料	330円
	他 行 宛	440円	440円	550円	770円

〈10万円を超える振込について〉

手数料には消費税が含まれています。(令和4年4月1日現在)

- *「犯罪収益移転防止法」により、ATMによる10万円を超える現金振込はできません。
- *キャッシュカードによる振込は従来どおりご利用いただけます。(但し、「取引時確認」がお済みでない口座のキャッシュカードは10万円を超える振込にはご利用いただけません。)
- *窓口による10万円を超える現金振込には「取引時確認」をさせていただきます。
- *キャッシュカードによる振込において、1日あたり300万円を超える振込はできません。



ATM
なら
稼働中
であればいつでも
当日振込できます

ますます
便利に!



インターネット
バンキングなら
個人・法人
ともに
365日24時間
いつでも**当日振込**できます

※お受取人様の金融機関が対応していない場合やお受取人様の口座の条件や口座の商品性によりましては、当日に入金されないケースがあります。また、システムメンテナンスの時間帯は、ご利用いただけません。詳しくは、窓口へおたずね下さい。

インターネットバンキングに関するお問い合わせは、専用ダイヤルにご相談ください。
当金庫のホームページからチャットでもご相談いただけます。

「しんきんIBヘルプデスク」 フリーコール **0120-933-419** 【受付時間 9:00～22:00 (平日)】

ATM時間外手数料 “無料”

当金庫では、個人のキャッシュカードで、下記のいずれかに該当する場合のATMの時間外手数料を無料にしています。

●当金庫会員 ●給与振込指定口座のカード ●年金受取指定口座のカード

※上記のお取引をしていただいた翌月10日以降から無料となります。

しんきんゼロネットサービス

下記の時間帯において、信用金庫のキャッシュカードは、全国の信用金庫が所有する自動機（ATM・CD）で利用手数料が無料です。

《ゼロネットサービスタイム》 ●平日／8:45～18:00の入出金
●土曜／9:00～14:00の出金

※上記以外の時間帯および日曜・祝祭日のATM利用には所定の手数料が必要です。※本サービスの対象とならない信用金庫ATMが一部ございます。



ATM利用手数料

手数料には消費税が含まれています。(令和4年4月1日現在)

		8:00		8:45		9:00		14:00		17:00		18:00		19:00		21:00		23:00	
平 日	当金庫カード(※)	お預入れ	無料																
		お引出し	110円	無料										110円					
	全国の信金カード	お預入れ	110円	無料										110円					
		お引出し	110円	無料										110円					
	他金融機関のカード	お預入れ	220円	110円										220円		—			
		お引出し	220円	110円										220円		—			
ゆうちょカード	お預入れ	220円	110円										220円		—				
	お引出し	220円	110円										220円		—				
土 曜	当金庫カード(※)	お預入れ	無料																
		お引出し	110円	無料				110円											
	全国の信金カード	お預入れ	110円	無料				110円											
		お引出し	110円	無料				110円											
	他金融機関のカード	お預入れ	220円														—		
		お引出し	220円														—		
ゆうちょカード	お預入れ	220円	110円				220円										—		
	お引出し	220円	110円				220円										—		
日曜祝日	当金庫カード(※)	お預入れ	無料																
		お引出し	110円																
	全国の信金カード	お預入れ	110円																
		お引出し	110円																
	他金融機関のカード	お預入れ	220円														—		
		お引出し	220円														—		
ゆうちょカード	お預入れ	220円														—			
	お引出し	220円														—			

(※) 次のお取引のいずれかに該当する口座は無料とします。会員・給与振込指定口座のカード・年金受取指定口座のカード
「他金融機関のカード」は取扱いきれない金融機関がございます。
「—」印の時間帯はご利用いただけません。

たんしん通帳アプリ

通帳いらず！残高・明細をいつでもどこでもスマホでチェック！

たんしんから便利でお得な情報



口座があれば来店しなくてもOK！アプリからカンタンに手続きできます！

スマホで簡単手続き！

たんしん通帳アプリ

照会期間最大10年間

最大10年間分の入出金明細がスマホでいつでも確認可能です！
さらに20文字までメモ入力ができます。

定期の新解約が可能

総合口座担保定期預金の新約および解約がお手続きできます！
アプリで新約した定期預金には金利上乘せ！（初回預入期間）

記帳・繰越不要

ATMや窓口で記帳や繰り越しをする手間がなくなり便利！

環境にやさしい

通帳レスで紙をつかわないで環境にとってもやさしい商品です！

ローン金利優遇

各種ローンの金利優遇の対象になります！※詳しくは店頭まで

保有口座を最大5つまで登録できます！

登録した口座が「通帳レス口座」か「有通帳口座」かが一目でわかります。

口座番号そのままスマホでカンタン登録！

口座開設時にご登録いただいているお客様情報や口座情報などにより本人確認を実施します。

ダウンロードはこちら

Android OS の方



iOS の方



※不正アプリを避けるため、こちらのリンクからダウンロードしてください。
利用推奨環境 / Androidをご利用の方: Android4.3以上、iOSをご利用の方: iOS9.0以上

主な手数料のご案内

為替関係手数料

●振込手数料

窓口、ATM、インターネットバンキング (IB) の各振込手数料は17ページをご覧ください。

●給与振込

種 類	基 準	税込金額	
		振込依頼書 (登録方式)	FB・FD・MT
当金庫同一店宛	1件	無料	無料
当金庫本支店宛	1件	無料	無料
他行宛	1件	110円	55円

●取立手数料

種 類	基 準	税込金額
当店宛	1件	無料
当金庫当所他店宛	1件	無料
当金庫他所他店宛 (小切手を除く)	1件	220円
当所他行宛 (小切手を除く)	1件	220円
他所他行宛 (当金庫本支店で交換呈示可能なもの) (小切手を除く)	1件	440円
他所他行宛:普通扱 (当金庫本支店で交換呈示できないもの)	1件	660円
他所他行宛:至急扱 (当金庫本支店で交換呈示できないもの)	1件	1,100円

●その他

種 類	基 準	税込金額
送金・振込組戻料	1件	880円
取立手形組戻料	1通	880円
不渡手形返却料	1通	880円
振込変更手数料	当金庫同一店・本支店宛	1件 220円
	他行宛	1件 660円

預金関係手数料

種 類		基 準	税込金額
小切手帳	通常	1冊	660円
	イメージ印刷判	1冊	770円
約束手形・為替手形帳	通常	1冊	1,100円
	イメージ印刷判	1冊	1,210円
イメージ印刷判登録手数料 (新規・変更)		1件	5,500円
自己宛小切手		1枚	550円
通帳再発行		1冊	1,320円
証書再発行		1枚	1,320円
キャッシュカード・ローンカード再発行 (※)		1枚	1,100円
残高証明発行	定型様式	1通	550円
	定型外様式	1通	2,200円

(※) 名義変更 (結婚、離婚、養子縁組)、口座移管は無料。また磁気不良、IC不良により使用不能となったものは、再発行前のカードを窓口を持参された場合無料。

でんさいネットサービス手数料

種 類	基 準	税込金額（インターネット）		税込金額（窓口）	
		当金庫宛	他金融機関宛	当金庫宛	他金融機関宛
基 本 利 用 料	1ヵ月	無料		2,200円	
発 生 記 録	1件	220円	330円	440円	660円
譲 渡 記 録	1件	220円	330円	440円	660円
分 割 記 録	1件	220円	330円	440円	660円
保 証 記 録	1件	330円		660円	
変 更 記 録	1件	330円		1,100円	
支 払 等 記 録	1件	330円		660円	
特 例 開 示	1件	—		3,300円	
残 高 開 示	1件	—		4,400円	
支 払 不 能 情 報 照 会	1件	—		3,300円	
入 金 手 数 料	1件	220円			
特定記録機関変更記録	1件	4,400円			

手数料には消費税が含まれています。(令和4年4月1日現在)

貸出金関係手数料

種 類		基 準	税込金額
一般貸出金関係	証書貸付・当座貸越の条件変更	1口	5,500円
	信用調査	1件	実費
	保証書および承諾書発行	1通	5,500円
	不動産担保設定	1件	33,000円
	不動産担保登記事項変更	1回	11,000円
	手形貸付の一部繰上返済(※1)	1件	5,500円
	開発許可承諾	1件	33,000円
アパートローン	事務取扱 (収益物件購入・建築資金)	5千万円未満 5千万円以上	1案件 1案件 融資額×0.11%
	事務取扱	1件	55,000円
住宅ローン(※2)	一部繰上返済	1件	7,700円
	全部繰上返済	1件	33,000円
	条件変更	1件	11,000円
	住宅資金固定金利特約の選択事務取扱	1回	11,000円
	住宅ローン残高証明書再発行	1件	880円
	リフォームローン事務取扱	1件	5,500円
その他のローン	条件変更(全部繰上返済含む)	1件	3,300円
	確定日付	1件	770円
火災保険(共済)保険料払込確認		1件	220円
融資証明発行		1通	55,000円
残高証明発行(※3)	定型様式	1通	550円
	定型外様式	1通	2,200円
主債務の履行状況に関する情報提供		1件	3,300円

(※1) 引当工事による内入、約定返済の条件となっている内入は除きます。(※2) 保証会社により異なる場合があります。

(※3) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は除きます。

各種サービス手数料

種 類		基 準	税込金額
インターネット・モバイルバンキングサービス基本料(個人)		—	無料
ファームバンキングサービス(FB)	法人インターネットバンキング	基本利用料 データ伝送利用料	1ヵ月 1ヵ月
	ホームユース端末、 FB専用端末、パソコン	基本利用料 データ伝送利用料	1ヵ月 1ヵ月
	振込入金・取立入金通知サービス	—	無料
	自動引落・入出金明細通知サービス	1ヵ月	1,100円
貸金庫サービス	特大(年間利用料)	1個	12,100円
	大(年間利用料)	1個	9,900円
	中(年間利用料)	1個	7,700円
	小(年間利用料)	1個	5,500円
夜間金庫サービス	当金庫会員(年間利用料)	1契約	39,600円
	会員外(年間利用料)	1契約	52,800円
	鞆	1個	3,300円
	入金帳	1冊	1,100円
両替サービス	紙幣・硬貨の合計枚数(1~50枚)	1回	無料
	紙幣・硬貨の合計枚数(51~500枚)	1回	330円
	紙幣・硬貨の合計枚数(501~1,000枚)	1回	660円
	以降、500枚までを区切りとして330円を加算	500枚ごと	330円
	両替機による両替(設置店舗のみ)	1取引	100円
	汚損した現金・記念硬貨の交換	1回	無料
	両替金の持参(当金庫会員)	1回	330円
	両替金の持参(会員外)	1回	550円
硬貨精査サービス(※1)	硬貨の合計枚数(1~500枚)	1回	無料
	硬貨の合計枚数(501~1,000枚)	1回	550円
	以降、500枚までを区切りとして330円を加算	500枚ごと	330円
	記念硬貨・旧紙幣・旧貨の合計枚数(1~50枚)(事業用のみ)	1回	2,200円
	以降、50枚までを区切りとして2,200円を加算(事業用のみ)	50枚ごと	2,200円
株式払込取扱		1件	払込金額×0.25% ×110%
取引履歴照会(※2)	10枚まで(基本料金)	1回	550円
	10枚超1枚につき(追加料金)	—	33円
コピー料		1枚	33円
個人情報等開示手数料		1回	1,650円+実費 (郵送の場合)
未利用口座管理手数料(※3)		1口座	1,320円

(※1) 夜間金庫による預入は除きます。

(※2) 10年以上遡った照会はいりません。但し、特段の事情がある場合は、基本料金10枚まで2,200円、追加料金10枚超1枚につき132円とします。また、取引なしの場合も基本料金は必要となります。

(※3) 次の①~⑤全ての条件を満たす口座が対象となります。①普通預金口座であること ②最後のお預入れ(当該普通預金の利息入金を除く)または払戻し(未利用口座管理手数料の引落しを除く)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがないこと(ただし、令和3年3月31日以前に開設された普通預金口座は、令和4年4月1日以降2年以上入出金等がない場合に適用) ③該当口座の残高が1万円未満であること ④当金庫で他に定期性預金・投資信託・外貨預金・保険・国債等の取引がないこと ⑤当金庫で借入がないこと

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて「総代会制度」を採用しております。

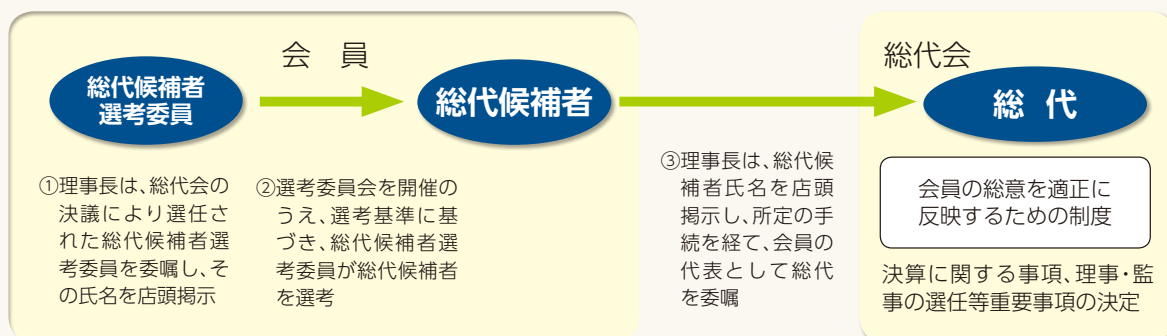
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や総代懇談会を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、定款では90人以上190人以内と規定していますが、実際は総代選任規程に100名と定められています。また、選任区域ごとの総代数は、当該区域の会員数に応じて配分されています。
- なお、令和4年3月末現在の総代数は100人で、会員数は26,376人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

選任区別会員数と総代数

選任区	会員数			総代数
	法人	個人	合計	
1区	669	6,051	6,720	26
2区	297	3,348	3,645	14
3区	168	2,428	2,596	10
4区	262	2,849	3,111	12
5区	320	4,375	4,695	19
6区	330	3,826	4,156	15
7区	298	1,155	1,453	4
合計	2,344	24,032	26,376	100

(人)

年齢別総代数

年齢	総代数
30歳未満	0
30～39歳	1
40～49歳	16
50～59歳	33
60～69歳	42
70歳以上	8
合計	100

(令和4年3月末現在)

総代候補者選考基準

①資格要件

- ・但馬信用金庫の会員である方
- ・就任時点で満70歳を超えない方

②適格要件

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識をもって正しい判断ができる方
- ・一般会員や預金者等からの信望が厚く、総代として責任感の強い方
- ・人格、識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できる方
- ・金庫の理念、使命をよく理解し、金庫との正常な取引関係を有する方

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を7区の選任区域に分け、選任区ごとに総代の定数を定める。

1 総代候補者 選考委員の 選任

総代会の議決により、選任区ごとに会員のうちから総代候補者選考委員を委嘱

選考委員の氏名を店頭に掲示

2 総代候補者 の選考

総代候補者選考委員が総代候補者を選考

理事長に報告

総代候補者の氏名を、1週間以上店頭掲示

左記掲示について公告

異議申出期間（公告後2週間以内）

3 総代の選任

・会員から異議がない場合 または
・選任区域の会員の1/3未満の会員から異議の
申出があった総代候補者

・選任区域の会員数の1/3以上の会員から異議の
申出があった総代候補者

当該総代候補者が選任区域の総代定数の1/2以上

当該総代候補者が選任区域総代定数の1/2未満

選考委員が他の候補者を選考
（上記「2.総代候補者の選考」以下の手続）

理事長は総代に委嘱

欠員（選考を行わない）

総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

第74回通常総代会の決議事項について

令和4年6月15日開催の第74回通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

- ①報告事項 第73期（令和3年度）業務報告、貸借対照表、及び損益計算書の報告の件
②決議事項 第1号議案 剰余金処分案の承認の件 第4号議案 理事の任期満了に伴う選任の件
第2号議案 定款の変更の承認の件 第5号議案 監事の任期満了に伴う選任の件
第3号議案 会員の法定脱退（除名）の承認の件 第6号議案 退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件

総代の氏名等

（任期 令和元年11月14日～令和4年11月13日）
（50音順、敬称略）

選任区	地 区	総代数	氏 名
第1区	兵庫県豊岡市(除 旧豊岡市港地区、 豊岡市日高町・城崎町・竹野町・出石町・ 但東町)・京都府京丹後市	26名	池内 資倫① 生駒 敬一⑦ 井戸 督⑤ 浮田 昌宏⑤ 卯野 隆也⑦ 遠藤玄一郎⑤
			岡本 慎二② 小倉 努③ 長田 通明⑤ 小田 忠之② 衣川 英生⑧ 木和田智成⑥
			小西 晴久② 斉藤 彰⑥ 鈴木 政宏③ 竹中 宗明③ 津山 貴義⑥ 豊嶋 肇⑤
			箱石 孝史⑤ 服部 清隆④ 早川 薫③ 平野 慎二② 平林 卓也② 山崎 俊幸①
			由利昇三郎⑤ 吉田宗一郎⑦
第2区	兵庫県豊岡市日高町・城崎町(含 旧豊岡 市港地区)・竹野町	14名	飯田 高治③ 太田 義人② 大田垣修二② 垣谷 託司⑤ 北見 龍彦③ 柴田 誠③ 新免 勝⑤ 田岡 浩典① 田中 律也② 谷本 貴③ 西松 伸二③ 長谷川冬彦① 樋口 雅基④ 與田 久治⑤
第3区	兵庫県豊岡市出石町・但東町	10名	榮木 健二③ 川嶋 祐紀① 川見 敏之① 齊藤 文昭⑨ 田中藤一郎④ 谷垣洋一郎② 永井 秀和① 中村 博信② 西垣 源正⑨ 福田 嗣久⑦
第4区	兵庫県美方郡(新温泉町、香美町)	12名	朝倉 富征④ 石井 康裕③ 岩田 隆③ 株本 高志④ 藏野 恵三② 小林 忠則⑤ 田丸 明人① 田村 昌士② 中井 功③ 橋本 勝由⑥ 丸上 宗慈③ 安田 優二⑤
第5区	兵庫県養父市	19名	太田垣好孝④ 岡 清勝③ 片岡 篤宏⑦ 角野 昭男② 川口 秀昭③ 日下部昇吾⑨
			才木健三郎⑤ 正垣 雅浩② 谷 孝之輔② 田村 敏胤⑤ 中尾 新⑤ 中島 良顕⑦
			中野 雅人④ 西村 正司③ 平山 敏明③ 福田 和起⑦ 藤田 達雄⑦ 村上 進一③
			八木 敏之④
第6区	兵庫県朝来市、京都府福知山市	15名	今石 博行② 江草 長史⑤ 笠谷 治⑦ 北村 篤③ 衣川 浩二⑤ 小林 忠男②
			下村 和彦④ 富田 秀幸② 豊田 活廣④ 永田 義典③ 藤井 啓⑧ 藤岡 良彦④
			藤原 新吾⑦ 細見 英作⑥ 細見 守⑦
第7区	兵庫県姫路市(但し、旧姫路市、旧神崎 郡香寺町、旧飾磨郡夢前町に限る)・ 神崎郡・高砂市・加古川市・揖保郡太子町	4名	井上 賢治② 片山 仁③ 永濱 恵悟③ 藤岡 昌平①
合 計		100名	

※氏名の後の数字は総代への就任回数(令和4年3月末現在)

総代の属性別構成比

職業別	法人代表者85%、個人事業主15%
業種別	卸・小売業22%、建設業17%、サービス業16%、製造業17%、個人事業主15%、その他13%

※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。(令和4年3月末現在)

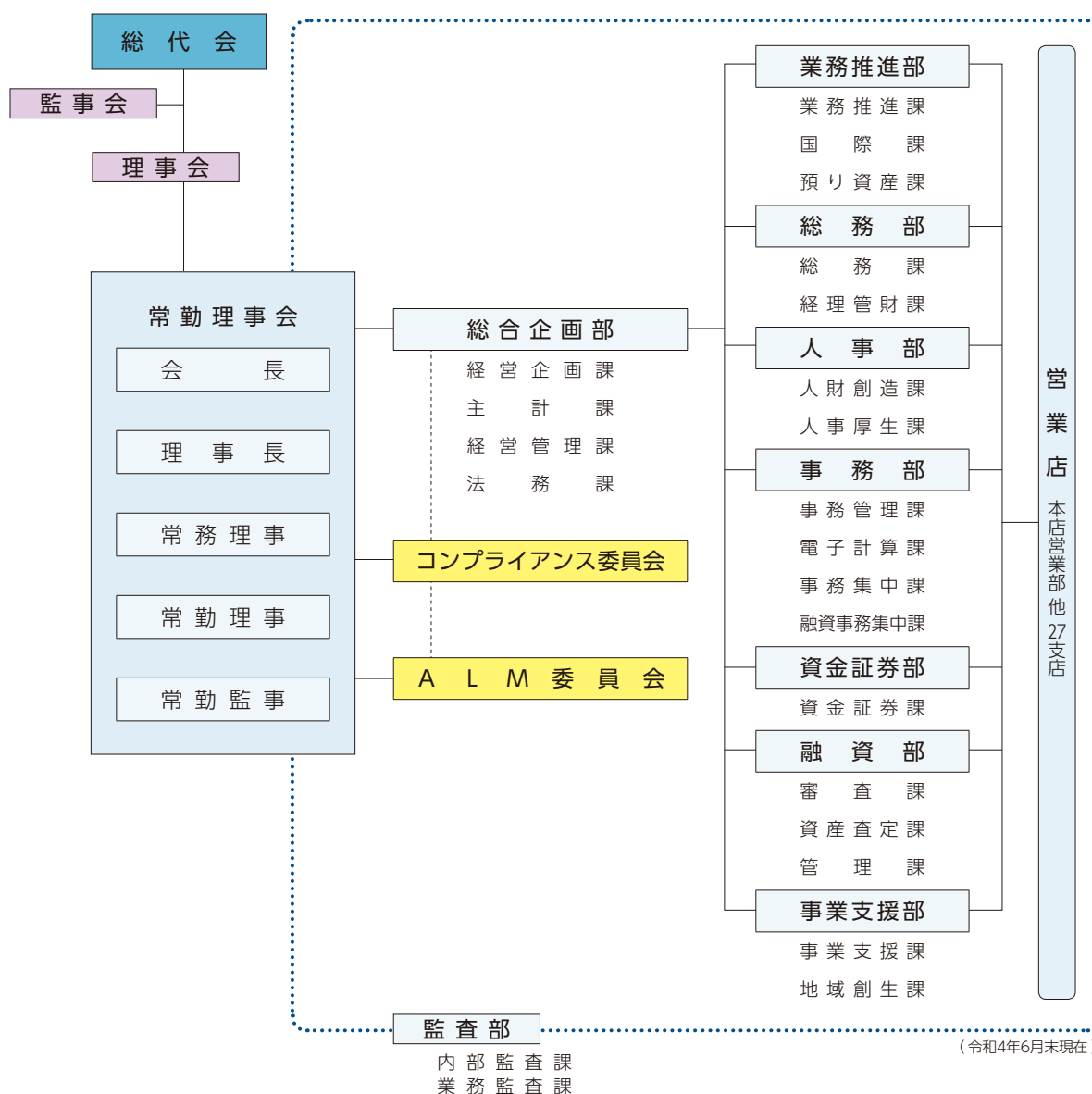
役員一覧

会 長 宮垣 和生	理 事 長 森垣 裕孝	常務理事 宮垣 健生
常務理事 中井 與志夫	常勤理事 井垣 晋治	常勤理事 小田垣 伸行
理 事 岡本 博行	理 事 谷川 雅一 ^(※1)	
常勤監事 清水 裕明	監 事 川渕 茂行	監 事 作花 良祐 ^(※2)

(※1) 理事 谷川雅一は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
(※2) 監事 作花良祐は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

(令和4年6月末現在)

組織図



(令和4年6月末現在)

たんしんのあゆみ

4年	3月	日本銀行国債代理業務の取扱を終了し、国債代理店を廃止
	11月	環境・社会課題解決を目指す「インパクト志向金融宣言」に署名
	9月	磁気の影響を受けにくいHi-Co（ハイコ）通帳を取扱開始
	6月	公式Instagramページを開設
3年	4月	第10次中期（3ヵ年）経営計画「原点回帰～新たな扉を開くための挑戦～『スピードと実行力』」をスタート
	3月	内閣府の令和2年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に「観光客が減少していた温泉地の活性化支援」の事例が認定
	11月	インターネットバンキング専用サポートダイヤル「しんきんIBヘルプデスク」のサービス開始
	7月	WEB完結型ローンの取扱開始
2年	7月	非対面型の経営支援プラットフォーム「たんしんBigAdvance」を取扱開始
	5月	内閣府の令和元年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に「地域クラウド交流会」の事例が認定
	4月	SDGsの取組み（SDGs宣言）をホームページで公表
	3月	美方支店を廃止し、村岡支店へ業務を承継
1年	3月	新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口を設置
	10月	たんしん通帳アプリ（通帳レス口座）取扱開始
	7月	日本財団「わがまち基金」を活用した豊岡産業次世代後継者への実践型プロジェクト「若手育成塾」開講
令和		

31年	2月	法人インターネットバンキングにおけるAPI連携を開始
	10月	ATMの当日振込時間拡大及びインターネットバンキングの24時間稼働を開始
	4月	公式Facebookページを公開
	3月	本店増築棟の竣工式を挙行、ATM・貸金庫をリニューアル
30年	2月	内閣府の平成29年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に「プロ人材を活用した豊岡産業界のブランド力向上および販路開拓等の支援事業」の事例が認定
	1月	一般社団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、城崎まちづくりファンド有限責任事業組合を設立
	6月	信託契約代理業務の取扱を開始
	5月	八鹿支店をリニューアルオープン
29年	6月	会長・宮垣和生、理事長・森垣裕孝就任
	1月	マイナンバー制度開始に伴うマイナンバーの取扱開始
	6月	預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止（預手プラン）の実施
	5月	本店リニューアル及び受付券機導入、本部受付設置
28年	7月	竹田支店が移転オープン
	6月	「湯村温泉及び周辺地域観光活性化研究事業」の取組み等が、一般社団法人全国信用金庫協会主催の第17回信用金庫社会貢献賞において「Face to Face賞」を受賞
	5月	でんさいネットサービスの取扱を開始
	9月	京都府福知山市に福知山支店を開設
27年	5月	新オンラインシステムを稼働（自営システムから信金大阪共同事務センター事業組合に加盟）
	3月	京都府福知山市及び京丹後市の一部が営業地区に認可
	3月	姫路支店が移転オープン
	11月	豊岡西支店が移転オープン
26年	10月	豊岡北支店が移転オープン
	11月	豊岡北支店市場出張所、糸井支店を廃止し、豊岡北支店、和田山北支店へ業務を承継
	10月	豊岡東支店を廃止し、本店営業部へ業務を承継
	10月	姫路北支店が新築オープン
25年	6月	延末支店を開設
	4月	第3分野保険商品取扱を開始
	3月	城崎支店、山東支店が新築オープン
	11月	日本赤十字社から金色有功章を受章
24年	5月	生体認証付ICキャッシュカードの取扱開始
	3月	広谷支店が移転オープン
	3月	預金量4,000億円達成
	3月	法人キャッシュカードの取扱開始
23年	10月	台風23号による浸水等により4支店1出張所及び店外ATM22カ所を臨時休業
	1月	マルチペイメントネットワーク（国庫金収納サービス）の取扱開始
	9月	香住支店が移転オープン
	2月	個人向け国債窓口販売業務の取扱開始
22年	10月	生命保険の取扱を開始
	10月	確定拠出年金（個人型）の取扱を開始
	10月	確定拠出年金（個人型）の取扱を開始
	10月	確定拠出年金（個人型）の取扱を開始

14年	4月	確定拠出年金（企業型）の取扱を開始
	11月	たんしん地域振興基金が「たんしん経営塾」を開講
	13年	4月 損害保険の取扱を開始
	12月	しんきんゼロネットサービスを開始
13年	10月	全店WAN「たんしんネットワーク」を稼働
	4月	ホームページ開設およびインターネットバンキング、モバイルバンキングの取扱を開始
	12年	3月 デビットカードサービス取扱開始
	12月	投資信託の取扱を開始
12年	10年	2月 ATMコーナー祝日稼働
	10月	ATM振込全店で稼働
	9年	3月 「財団法人たんしん地域振興基金」設立
	5月	飾磨郡夢前町を営業地区に拡張
11年	5月	理事長・宮垣和生就任
	7年	11月 県外初店舗として久美浜支店を開設
	10月	預金金利の完全自由化スタート
	4月	キャッシュコーナー休日稼働の無人化運行開始
10年	6年	3月 預金量3,000億円達成
	5年	7月 湯村支店を開設
	12月	ファクシミリを替集中処理システムを稼働
	9月	ATMによる為替振込業務の取扱開始
9年	4年	5月 京都府丹後地区3町（熊野郡久美浜町、竹野郡網野町、中郡峰山町）を営業地区に拡張
	12月	日本銀行との貸出取引開始
	11月	新オンラインシステムを稼働
	3年	2月 サンデーバンキング業務の取扱開始（6ヵ店）
8年	2年	11月 糸井支店を開設
	1年	10月 外国為替公認銀行の業務取扱開始
	平成	

63年	5月	会長・宮垣貞雄、理事長・岩本栄就任
	5月	預金量2,000億円達成
	62年	9月 カードローンの取扱開始
		八鹿信用金庫と合併し、八鹿支店、広谷支店、村岡支店、大屋支店、関宮支店、美方支店、八鹿支店仲町出張所を設置
61年	10月	譲渡性預金の取扱開始
	60年	4月 損保郡太子町を営業地区に拡張
	59年	6月 日高支店が移転オープン
	7月	外貨両替業務の取扱開始
58年	6月	国債等窓口販売業務の取扱開始
	55年	12月 預金量1,000億円達成
	54年	10月 現金自動支払機（CD）の設置開始
	52年	9月 オンラインの稼働開始
50年	9月	預金量500億円達成
	2月	高砂市、古久川市を営業地区に拡張
	12月	本店を新築移転
	49年	12月 創業50周年記念式典を挙行
47年	10月	姫路市、神崎郡を営業地区に拡張
	4月	日本銀行国債代理店業務の取扱開始
	46年	11月 日本銀行蔵入代理店の業務取扱開始
	45年	12月 日本銀行と当座預金取引開始
42年	12月	預金量100億円達成
	6月	営業地区を但馬一円（1市5郡）に拡張
	39年	5月 理事長・宮垣貞雄就任
	32年	6月 出石信用金庫を吸収合併し、出石支店を設置
29年	7月	南但信用金庫を吸収合併し、和田山支店、竹田支店、山東支店を設置
	6月	内国為替業務を取扱開始
	26年	10月 信用金庫法に基づき但馬信用金庫に組織変更
	25年	4月 中小企業等協同組合法に基づき豊岡信用組合に組織変更
昭和		

14年	1月	産業組合法に基づき有限責任豊岡信用組合に名称変更
	13年	8月 産業組合法に基づき有限責任信用組合豊岡同栄社設立
大正		

統合的リスク管理態勢について

顧客ニーズの多様化や金融の自由化・国際化の進展等により、金融機関を取り巻くリスクは一段と多様化・複雑化しています。このような環境下において、**たしん**ではリスク管理を経営上の最重要課題と位置付け、当金庫の保有するリスクについて、リスクカテゴリー毎に評価したリスクを総体的に捉え、金庫の経営体力（自己資本）と比較・参照することによって、リスク管理を行う『統合的リスク管理態勢』を構築しています。

そして、経営の健全性の確保と収益性の向上を図る観点から、統合的リスク管理態勢の更なる強化・充実に取り組んでいます。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の経営・財務状況の悪化により、貸出金などの元本や利息の回収が困難となって、損失を被るリスクのことをいいます。

たしんでは、貸出資産の健全性を維持・向上させるために、事業支援部は営業店と連携し、取引先の経営状況の改善のためのサポートを実施しています。また、融資部においては、厳格な貸出審査態勢と随時自己査定態勢を構築することで、より効率的かつ効果的なリスク管理に努めています。そして、貸出資産の査定については、取引先の実態を踏まえ、正確な自己査定を実施して、資産の分類、適正な償却・引当を行っています。さらに研修等を通じ、職員の与信判断能力・経営改善支援能力等の強化を図っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、株式や投資信託等の価格、為替等の様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。

たしんでは、市場リスクを「預金・貸出金の金利リスク」「預け金・有価証券の金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」に区分し、担当部署を置いて管理しています。また、ALM委員会を定期的に開催し、これらのリスクに適切に対応するように努めています。

- ※「預金・貸出金の金利リスク」「預け金・有価証券の金利リスク」とは、市場金利の変動により、資産・負債（預金・貸出金・預け金・有価証券等）の価値や将来収益が変動し、損失を被るリスクのことです。
- ・「価格変動リスク」とは、有価証券等の価格の変動に伴い、資産価格が減少するリスクのことです。
- ・「為替リスク」とは、為替相場の変動により、外貨建資産・負債の価値が当初予定されていた価格と相違することで損失が生じるリスクのことです。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）と、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金流出等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことをいいます。

たしんでは、ALM委員会を定期的に開催し、これらのリスクに適切に対応するように努めています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務遂行上の過程において、内部プロセス、人、システムが不適切もしくは機能しないこと、または外発的な事象により、損失を被るリスクのことをいいます。

たしんでは、下記の項目について、オペレーショナル・リスク管理態勢を構築しております。

●事務リスク

事務リスクとは、業務上の事務ミスや不正により損失を被るリスクのことです。

たしんでは、事務に関する規則等を整備して研修・指導等を通じ職員の事務能力の向上を図ることにより、正確な事務処理の徹底と不正行為の発生防止に努めています。また、監査部による立入検査を実施して内部牽制を図るとともに、自店内でも相互牽制と事務ミスの早期発見のため定期的に店内検査を行っています。

●システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止・誤作動や不正使用、さらにはサイバー攻撃等の発生により損失を被るリスクのことです。

たしんでは、一般社団法人しんきん共同センターへ加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターはコンピュータ・通信回線の二重化およびバックアップセンターの設置等により、大規模災害等の不測の事態に備えて万全の態勢を構築しています。また、当金庫の情報資産について各種規程・取扱要領等を制定し、厳正な情報管理を行う等、十分な管理態勢を構築しています。

●法務リスク

法務リスクとは、金融機関の経営や顧客とのお取引等において、法令や内部規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為（コンプライアンス違反行為）が発生し、金融機関の信用失墜や法的な責任追及を受けることにより、損失を被るリスクのことです。

たしんでは、コンプライアンス態勢の整備を行い、遵法精神の醸成に努めるとともに、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により、損害の未然防止、極小化を図り、信用の維持、確保に努めています。

●風評リスク

風評リスクとは、インターネット掲示板や電子メール、SNS等による根拠のないうわさの流布やマスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から金融機関に対する評判が悪化し、有形無形の損失を被るリスクのことです。

たしんでは、「地域になくはない金融機関」とお客様に感じていただけるよう、常日頃から役職員が日常業務や地域との関わりを通じて、お客様との強い信頼関係の構築に励んでいます。さらにディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を積極的に行い、当金庫の経営の健全性を広くお客様に伝達するとともに、常に公共報道やインターネット等を利用した風評情報によるお客様動向の変化を注視するなど、モニタリングの実施にも力を入れています。また、イメージ向上に向け、Facebookページの運営など積極的な広報活動も展開しています。

●人的リスク

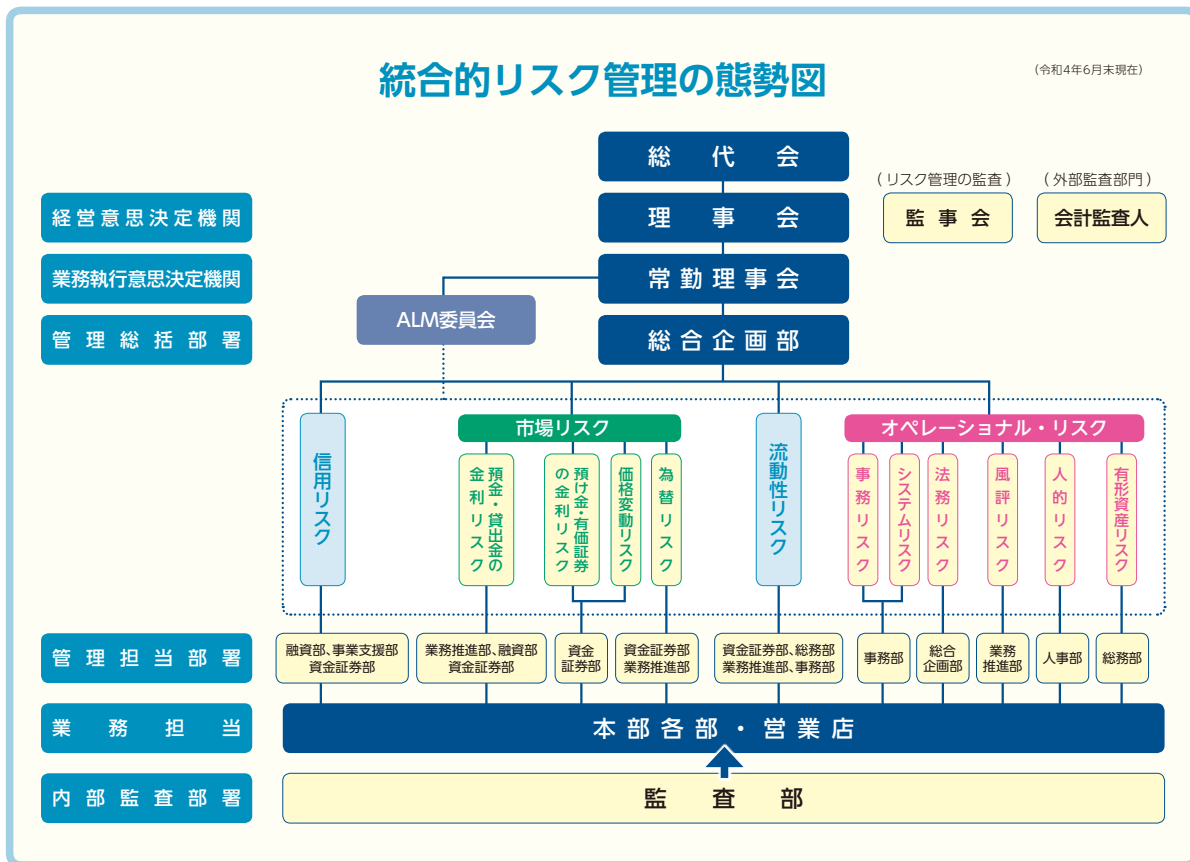
人的リスクとは、職員による不適切な行為、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等）、労働災害およびメンタルヘルス不全等から生じる損失・損害等を被るリスクのことです。

たしんでは、職員の安全衛生を確保し、公平かつ透明性の高い人事制度の運用を行うべく日々取組みを行っており、今後も法改正、社会的要請に適時対応し、より一層の態勢整備に努めます。

●有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、損失を被るリスクのことです。

たしんでは、防犯訓練に加え、地震災害等によりオンラインシステムが稼働しない場合を想定して、業務継続計画に基づく訓練を実施し、災害等に備えた態勢強化に努めています。



統合的リスク管理のリスク量算出方法

1 信用リスク

- ①個別先の与信残高・デフォルト率・未保全率を基に、モンテカルロシミュレーション法を用いて、99%の信頼度の下で、今後1年間に発生しうる最大損失額。
 ②破綻懸念先以下を対象に、未保全額から貸倒引当金額を控除し、地価下落による想定二次ロス額を加算した額。
 上記の①と②の合算値を当金庫が保有する貸出金の信用リスク量としています。

2 市場リスク

- 過去1年間の市場の動向（金利・為替・株価等の変動）を基に、分散共分散法を用いて、99%の信頼度で当金庫が保有する有価証券等が今後1年間にもたらすと想定される最大損失額と、有価証券の評価損と売却損益の合算値を市場リスク量としています。

3 オペレーショナル・リスク

- 基礎的手法をリスクの算出方法として採用しており、過去3年間の業務粗利益の平均値の15%をオペレーショナル・リスク量としています。

統合リスク量 (令和4年3月末)

〈各リスク量〉	(単位:百万円)	〈資本配賦内訳〉	(単位:百万円)
統合リスク量	16,921	自己資本	42,204
信用リスク量	4,394	留保原資*	7,448
市場リスク量	11,787	予備原資*	3,724
オペレーショナル・リスク量	740	割当原資*	31,032

上図のとおり、令和4年3月末時点での統合リスク量は16,921百万円となっています。この統合リスク量は、当金庫の経営体力である自己資本のうち、留保原資と予備原資を除いた割当原資31,032百万円の値よりも十分小さいことから、万一、当金庫の抱えているリスクが顕在化しても経営に大きな影響を与えないことが確認できます。また、信用リスク・市場リスクについては、上記とは別にストレステストも実施することで、ポートフォリオの特性の把握や自己資本の十分性の確認を行っています。

※留保原資とは自己資本のうち、自己資本比率4%を維持するために必要な自己資本額です。

予備原資とは自己資本のうち、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク以外のリスクに対する備えです。

割当原資とは自己資本のうち、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの各リスクを引き受けるための原資です。

お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

「内部統制基本方針」の概要について

当金庫では業務の健全性・適切性を確保するための体制として「内部統制基本方針」を策定し、下記の体制整備に努めています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
 7. 監事の職務を補助すべき職員に対する当金庫の監事の指示の実効性の確保に関する事項
 8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- なお、当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

コンプライアンス体制の整備について

当金庫では、法令等遵守に係る基本方針・規程を「コンプライアンスに関する規程」として定め、これに則った業務運営を実現するため「コンプライアンス委員会規程」を制定し、コンプライアンス体制の推進を図る機関である「コンプライアンス委員会」を原則月1回開催しています。また、コンプライアンス職場内研修を月1回行い、コンプライアンスに対する意識の向上を図っています。

さらに公益通報者保護制度に基づく通報窓口を、金庫内部だけでなく金庫外部の法律事務所にも設置して、コンプライアンスホットラインの有効性を確保しています。

リスク管理体制の整備について

当金庫では、適切なリスク管理を実現するため、「統合的リスク管理の基本方針」の中でその基本方針を定め、更にリスク管理の体制等を定めた「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本規程とし、具体的なリスク管理を統合的に進めるため「ALM委員会」を原則月1回開催しています。また、統合的リスク管理の状況を定期的に常勤理事会及び理事会へ報告しています。

理事会による監督体制について

当金庫では、「理事会規程」に基づき、「理事会」を原則月1回開催し、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については理事会で執行決定していますが、一部議案についても予め常勤理事及び監事で構成する「常勤理事会」において議論を行った上で、理事会で執行決定を行っています。さらに理事会は、各理事の職務の執行状況について報告させる体制としています。

監事への報告体制について

当金庫では、監事は重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、理事会、常勤理事会及びその他の重要な委員会等に出席しています。また、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部署、コンプライアンス統括部署の管理者等との緊密な連携を図り、必要に応じて情報交換を行う等、適正な監査の実施に努めています。また、監事についても公益通報者保護の通報窓口とすることにより、有効性を確保する体制にしています。

苦情対応措置・紛争解決措置等の概要

(金融ADR制度*への対応)

当金庫は、お客様からの苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）に公正かつ的確に対応するために以下の方針を定めるとともに、業務運営態勢・内部規則を整備しています。

1. 苦情等を受付けた場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平に苦情原因の解決に努めます。
3. 苦情等については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署にて承ります。

但馬信用金庫
総合企画部

住 所／豊岡市中央町17番8号
電話番号／0120-839-939
受付時間／月～金 9:00～17:00(祝日、12月31日～1月3日を除く)
受付方法／電話、手紙、面談、電子メール(customer@tanshin.co.jp)

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめ、兵庫県弁護士会が設置運営する紛争解決センターでも苦情等を受付けています。詳しくは上記、総合企画部にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	兵庫県弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル 11階	〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3 兵庫県弁護士会館内
電 話 番 号	03-3517-5825	078-341-8227
受 付 日 時	月～金 9:00～17:00 (祝日、12月31日～1月3日を除く)	月～金 10:00～17:00 (祝日、お盆、12月31日～1月3日を除く)
受 付 媒 体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

*金融ADRとは、金融機関の業務に関する苦情や紛争を解決するための裁判外紛争解決手続のことをいいます。裁判を起こさず、第三者に仲立ちしてもらいながら当事者同士が話し合いで和解の道を探り、解決を目指す手続や制度のことを指します。

☆当金庫における苦情対応措置・紛争解決措置等の概要は、ホームページに公表しています。(https://www.tanshin.co.jp/)

金融円滑化に向けた取組みについて

当金庫は、中小企業等金融円滑化について、資金繰りが厳しい中小企業や住宅ローンの返済が困難になった個人のお客様から、借入金の返済猶予などの貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様が抱えている問題を十分にお聞きし、解決に向けて迅速かつ真摯に取り組んでいます。

そのために、当金庫では、金融円滑化に関する相談窓口を全店舗に設置し、本部には苦情相談窓口を設置して、電話による対応を行っています。

取組みについての基本方針および令和4年3月末の実績については、ホームページで公表しています。

金融円滑化の実効性を確保するための 当金庫の主な取組みをお知らせします。

1. 融資部を責任部署とし、営業店にも金融円滑化相談責任者・金融円滑化相談担当者を決め、役割を明確にして、組織全体で取組みを行っています。
2. 事業支援部に経営改善支援グループを組織して、中小企業の経営相談・経営指導および経営改善に向けた支援を行っています。
3. 平成21年12月から、各営業店に金融円滑化相談窓口を設置し、お客様からの金融円滑化の相談に応じる態勢を整備しています。（相談窓口については、下記の金融円滑化相談窓口の設置状況をご覧ください。）
4. 融資部に金融円滑化に係る貸付条件の変更等に関する苦情相談窓口を設置して、電話による苦情等の受付を行っています。
5. 営業店において真摯・適切に金融円滑化への対応をしているか、融資部の営業店臨店により指導・指示し実効性を確保するように努めています。
6. 事業再生支援では、各企業の置かれているライフステージ毎の課題を解決する最適なソリューションを提案する等のコンサルティング機能を発揮することが求められていますので、支店長や担当役席、担当者を対象とした各種勉強会の開催、通信教育講座の受講、経営改善計画作成支援により事業再生の実効性を確保するように努めています。

金融円滑化相談窓口の設置状況

平日相談窓口	ご来店の場合	当金庫の本支店の営業時間内（9:00～15:00）
	お電話の場合	当金庫の本支店（9:00～17:00）
苦情相談窓口 （平日のみ）	貸付条件の変更等	フリーダイヤル 0120-839-939（9:00～17:00）

「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」および事業承継時に焦点を当てた『「経営者保証に関するガイドライン」の特則』を策定しています。

当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドライン（特則を含む）が適用されることとなります。

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からの個人保証（経営者保証）に関する相談窓口を以下のとおりご用意しております。

相談窓口 **フリーダイヤル 0120-839-939**
【受付時間】（平日）9:00～17:00

個人情報保護に関する取組み

当金庫は、お客様に安心してお取引いただくために、「個人情報保護宣言」を公表し、個人情報の取扱いについての規程、要領等を整備し、全職員に周知徹底するとともに、個人情報保護のためのシステムを導入するなど、強固な管理態勢を構築し、個人情報の適切な保護に努めています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

2022年4月1日 但馬信用金庫

1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。
なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。
（１）身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるような変換したデータ
（例）顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
（２）国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
（例）運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2.個人情報等の取得・利用について

- （１）個人情報の取得
- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽り等不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
 - お客様の個人情報は、
 - ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ②営業店窓口係や得意先係等が店頭でお客様から取得した事項
 - ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④各地手形交換所等の共同利用者や個人情報情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。
 - （２）個人情報等の利用目的
- 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報等を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除く）の利用目的

- （業務内容）
- ①預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
 - ②公共債・投信取次業務、保険取次業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
 - ③その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

（利用目的）

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人情報情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましても、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でご覧いただけます。

（３）ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記当金庫相談窓口までお申出下さい。

3.個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4.個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除ご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5.個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- （１）個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- （２）取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取放方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- （３）個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱い状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- （４）個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- （５）個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- （６）アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

・リンクについて
当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報の保護についての責任はリンク先にあります。

・クッキーについて
当金庫のＨＰではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。
（クッキーとは）
クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Ｅメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6.委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者に、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・ＩＣキャッシュカード発行・発送に関する事務
- ・配当金振込通知書、業務報告書等の発送に関わる事務
- ・コム（出力情報をマイクロフィルムに記録したもの）等の作成に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7.個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者に、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①、②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情対応に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫、お客様相談係までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

但馬信用金庫 お客様相談係

住 所：〒668-8655 兵庫県豊岡市中央町17番8号

電話番号：0120-839-939 FAX：0796-24-1839

Eメール：customer@tanshin.co.jp

お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

利益相反管理に係る態勢について

当金庫とお客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引について適切に管理することで、お客様の利益を保護し、多様で質の高い金融サービスを提供することを目的に顧客保護等に係る管理態勢を整備しています。

利益相反管理方針の概要

但馬信用金庫

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせるにより適切に利益相反管理を行います。
 - (1) 管理対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - (2) 管理対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 管理対象取引を行う部署と顧客との取引を行う部署を分離する方法
 - (4) 管理対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以 上

反社会的勢力に対する基本方針について

私たち但馬信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針について

当金庫はお客さまからの信頼を第一に、お客さまのニーズに合った金融商品・サービスの提供に努めるための行動指針として、お客さま本位の業務運営に関する下記の取組方針を策定いたしました。本方針は当金庫の全ての役職員が遵守し、業務運営に取り組みいたします。

1. 当金庫はお客さまの最善の利益を追求するため、長期的で安定した資産形成に寄与する立場で、お客さまの意向と実情に照らして適切な金融商品・サービスの提供を行います。
2. 当金庫が取り扱う金融商品・サービスにつきましては、お客さまのニーズ、また投資判断に資するよう、商品提供会社から当金庫に支払われる手数料等を開示することで透明性を高め、適正な販売に努めます。
3. 当金庫はお客さまの資産状況、取引経験また金融知識を十分に考慮の上、お客さまの理解度に応じた金融商品・サービスの特色、リスクまた市場動向等の分かりやすい情報の提供に努め、お客さまのニーズや取引の目的に合致した金融商品・サービスの提供に努めます。
4. 当金庫は職員への各種研修を通じた教育指導を継続し、総合的な業績評価・人事考課を行うことにより、真にお客さま本位のニーズに合った金融商品・サービスを提供する販売態勢の構築に努めます。

以 上

金融商品に係る勧誘方針について

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

以 上

また、当金庫では、生命保険・損害保険商品および第三分野商品（ガン・医療・自動車保険）の適切な募集を行うための方針として、別途「保険募集指針」を定め、お客様に保険商品をお勧めするにあたり、各種法令等を遵守し適正な保険募集に努めております。

お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

金融犯罪の防止について

口座の不正開設・不正利用やカードの盗難・偽造、「振り込め詐欺」等により、不正に預金を引出す犯罪が多発しています。当金庫では、お客様に「安心」かつ「安全」にお取引いただくために、以下のような対策を実施しています。

窓口での取引時確認

口座開設時、10万円を超える現金での振込みなどには、犯罪収益移転防止法等の定めにより、運転免許証などによる取引時確認を厳正に行っています。

ICキャッシュカード（生体認証付）の取扱い

ICキャッシュカードは、従来の暗証番号に加え、お客様の手のひら静脈による本人確認が行えますので、カードの磁気データだけを不正に入手する「スキミング犯罪」にも効果的です。

キャッシュカードでの一日あたりのお引出し・振込限度額

万一の場合に被害額を最小限に止めるために、一日あたりのお引出し・振込限度額を設定しています。

区 分	一日の 出金限度額 ^(※)	一日の 振込限度額
磁気キャッシュカード	50万円	300万円
ICキャッシュカード	100万円	300万円

(※)お客様のご希望により、ATMで口座ごとに上記の表の限度額以内で、更に限度額を引上げることができます。(ただし、引下げた限度額を戻す(引上げる)場合は、窓口での対応となりますので、営業店の窓口にお申し出ください。)

ATMによる暗証番号の変更サービス

類推されやすいキャッシュカードの暗証番号を使用されているお客様には、ATM取引時に暗証番号の変更をお勧めするメッセージを表示しています。ATMで暗証番号を変更することができますのでご利用ください。

キャッシュカードの偽造・盗難被害への補償

万一、個人のお客様がキャッシュカードの偽造や盗難により、預金が不正に引き出される被害に遭われた場合は、「預金者保護法」に基づき、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害の全部または一部について当金庫が補償いたしかねるケースがございますのでご注意ください。

カード・通帳等を偽造・盗難・紛失された場合は

通帳・キャッシュカードの偽造・盗難・紛失等のご連絡は、365日、24時間受付しております。

■ 平日の9:00～17:00まで お取引店（カード発行店）又は、フリーダイヤル 0120-839-939
にご連絡下さい

■ 平日の9:00までと17:00以降、及び土・日・祝日
06-6454-6631（しんきんATM監視センター）にご連絡下さい

「振り込め詐欺等、特殊詐欺」被害への対応

当金庫は、兵庫県警察本部と連携し、振り込め詐欺などの特殊詐欺被害を未然に防止するため、平成27年6月より「預金小切手を活用した特殊詐欺被害防止対策（通称：預手プラン）」を実施しています。また、平成29年8月より「ATM（キャッシュカード）振込機能の利用制限」を開始しています。

万一、振り込め詐欺に遭われた場合は、「振り込め詐欺救済法」に基づき対応させていただきます。被害に遭われたお客様は、直ちに警察等の捜査機関に連絡いただくとともに、振込先の金融機関へご連絡ください。

当金庫の口座に振り込まれた場合には、
下記にてご相談をお受けします。

お問い合わせ窓口
(受付時間:平日/9:00～17:00)

- 当金庫 フリーダイヤル 0120-839-939
- 当金庫 本支店（58ページをご覧ください）

他金融機関の口座に振り込まれた場合には、
該当する金融機関へご連絡ください。

「振り込め詐欺救済法」は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、平成20年6月21日に施行された法律で、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、その口座に滞留している犯罪被害金を返還する手続きを定めたものです。被害者の方の手続きの流れ、犯罪利用預金口座等の情報は、「預金保険機構」のホームページにてご覧いただけます。(https://furikomesagi.dic.go.jp/)



資料編

貸借対照表	35
損益計算書	36
剰余金処分計算書	36
注記事項	37
預金の状況	40
貸出金の状況	41
有価証券の状況	44
有価証券・為替の状況	46
経営指標その他	47
自己資本の充実の状況	50
自己資本の構成に関する事項	50
自己資本の充実度に関する事項	51
信用リスクに関する事項	52
信用リスク削減手法に関する事項	54
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	54
証券化エクスポージャーに関する事項	54
出資等エクスポージャーに関する事項	55
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	55
金利リスクに関する事項	56

財務の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
現金	5,219	4,790
預け金	147,122	142,856
コールローン	14	14
買入金銭債権	3,476	4,324
有価証券	213,620	231,269
国債	44,978	52,563
地方債	35,516	34,230
社債	86,627	86,754
株式	182	23
その他の証券	46,316	57,697
貸出金	181,258	181,285
割引手形	577	539
手形貸付	6,857	6,995
証書貸付	167,050	166,531
当座貸越	6,772	7,219
外国為替	219	227
外国他店預け	215	208
取立外国為替	4	18
その他資産	3,599	4,223
未決済為替貸	38	43
信金中金出資金	2,064	2,064
前払費用	14	17
未収収益	454	454
金融派生商品	1	—
その他の資産	1,025	1,643
有形固定資産	6,177	5,894
建物	3,286	3,152
土地	1,811	1,810
リース資産	601	449
建設仮勘定	—	58
その他の有形固定資産	476	422
無形固定資産	177	142
ソフトウェア	159	124
その他の無形固定資産	18	18
繰延税金資産	—	307
債務保証見返	55	56
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 3,035 △ 2,906	△ 2,737 △ 2,506
資産の部合計	557,906	572,655

(単位：百万円)

負債の部	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
預金積金	476,598	481,007
当座預金	13,753	13,592
普通預金	175,419	183,515
貯蓄預金	14,487	27,641
通知預金	562	584
定期預金	255,036	238,658
定期積金	13,230	12,909
その他の預金	4,107	4,105
借入金	35,058	49,024
借入金	35,058	49,024
その他負債	1,434	1,066
未決済為替借	57	63
未払費用	179	175
給付補填備金	2	2
未払法人税等	221	8
前受収益	61	58
払戻未済金	10	6
払戻未済持分	15	20
職員預り金	163	174
金融派生商品	0	0
リース債務	585	434
資産除去債務	40	42
その他の負債	95	79
賞与引当金	151	155
退職給付引当金	460	441
役員退職慰労引当金	348	377
睡眠預金払戻損失引当金	15	11
偶発損失引当金	30	82
繰延税金負債	343	—
債務保証	55	56
負債の部合計	514,496	532,222

(単位：百万円)

純資産の部	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
出資金	852	852
普通出資金	852	852
利益剰余金	40,840	41,201
利益準備金	865	865
その他利益剰余金	39,975	40,336
特別積立金	39,100	39,700
当期末処分剰余金	875	636
処分未済持分	△0	—
会員勘定合計	41,692	42,054
その他有価証券評価差額金	1,717	△ 1,621
評価・換算差額等合計	1,717	△ 1,621
純資産の部合計	43,410	40,432
負債及び純資産の部合計	557,906	572,655

損益計算書

	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
経常収益	6,166,468	5,312,820
資金運用収益	4,970,555	4,192,976
貸出金利息	2,280,842	2,197,634
預け金利息	163,167	216,433
コールローン利息	29	7
有価証券利息配当金	2,462,695	1,711,874
その他の受入利息	63,820	67,026
役務取引等収益	746,164	643,042
受入為替手数料	239,310	194,949
その他の役務収益	506,854	448,093
その他業務収益	368,751	433,088
外国為替売買益	2,756	2,221
国債等債券売却益	312,462	384,951
その他の業務収益	53,532	45,914
その他経常収益	80,996	43,712
償却債権取立益	705	673
株式等売却益	59,562	23,039
その他の経常収益	20,727	19,999
経常費用	5,161,643	4,890,276
資金調達費用	167,007	96,303
預金利息	162,918	93,318
給付補填備金繰入額	1,841	1,313
借用金利息	1,452	803
その他の支払利息	796	869
役務取引等費用	341,001	341,540
支払為替手数料	69,154	54,184
その他の役務費用	271,846	287,355
その他業務費用	65,018	3,014
国債等債券償還損	62,553	—
その他の業務費用	2,465	3,014
経費	4,095,009	4,015,733
人件費	2,337,800	2,276,223
物件費	1,689,001	1,599,364
税金	68,206	140,144
その他経常費用	493,606	433,683
貸倒引当金繰入額	463,437	346,096
貸出金償却	—	7,103
その他資産償却	165	341
その他の経常費用	30,004	80,142

	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
経常利益	1,004,824	422,544
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	40,385	12,759
固定資産処分損	40,385	4,091
減損損失	—	8,668
税引前当期純利益	964,439	409,784
法人税、住民税及び事業税	412,831	1,969
法人税等調整額	△ 18,147	12,730
法人税等合計	394,683	14,699
当期純利益	569,755	395,085
繰越金(当期首残高)	305,443	241,264
当期末処分剰余金	875,199	636,350

剰余金処分計算書

	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
当期末処分剰余金	875,199	636,350
剰余金処分額	633,934	433,937
普通出資に対する配当金 (配当率)	33,934 (年4%)	33,937 (年4%)
特別積立金	600,000	400,000
繰越金(当期末残高)	241,264	202,412

会計監査人による監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等にもとづき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

財務諸表の適正性の確認

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。
令和4年6月15日
但馬信用金庫
理事長 森垣裕孝

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 19年～39年
その他 4年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。
上記以外の債権の内、要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、また、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,355百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）
年金資産の額 1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
差引額 △84,957百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月31日現在） 0.2919%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金56百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金 2,737百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
また、新型コロナウイルス感染症に伴う地域経済への影響は、今後も一定程度は続くものと想定しておりますが、当事業年度末においては、今後も一定期間は続くとの想定に変更しております。当該想定に基づき、政府や地方公共団体による経済対策等により、当金庫貸出金の信用リスク顕在化は限定的であるとの仮定を置いています。
なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確実性が高いことから、これらが想定より変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増加する可能性があります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 7,374百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 2,319百万円
（前期比 237百万円増加）
危険債権額 5,680百万円
（前期比 41百万円増加）
三月以上延滞債権額 該当ありません
（前期比 増減はありません）
貸出条件緩和債権額 該当ありません
（前期比 増減はありません）
合計額 8,000百万円
（前期比 279百万円増加）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、539百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 54,369百万円
預け金 500百万円
担保資産に対応する債務
預金 149百万円
借入金 9,024百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金5,000百万円を差し入れております。
また、その他の資産には、保証金18百万円が含まれております。
- 出資 1 口当たりの純資産額 2,372円11銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
これらの業務を行うために、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、資産・負債に内在する各種リスクを定量的・定性的に把握し、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、経営・財務状況の悪化等により貸出金の元本や利息の回収が困難となって、損失を被る信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、市場の混乱等により市場取引ができなかったり、運用と調達の間隔のミスマッチや

予期せぬ資金流出等により資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく不利な金利、価格での取引を余儀なくされることによって、損失を被る流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、市場金利の変動等により金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資規程や自己査定規程、信用リスク管理規程等に依り、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など定期的に経営陣による理事会を開催し、審議・報告を行っており、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

貸出資産の健全性を維持・向上させるために、事業支援部は各営業店と連携し、取引先の財務状況の改善のためのサポートを実施し、また、融資部においては、随時自己査定態勢を構築することで、より効率的かつ効果的なリスク管理に努めております。そして貸出資産の査定については、取引先の実態を踏まえ、正確な自己査定を実施して、資産の分類、適正な償却・引当を行っています。さらに研修等を通じ、職員の与信判断能力・経営改善支援能力等の強化を図っております。また、与信管理の状況については、総合企画部、監査部がそれぞれチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行い、総合企画部がチェックしております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会等において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会が協議された半期毎の方針に基づき、常勤理事会の監督の下、余裕資金運用規程等に依り行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の検討のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金証券部で保有している株式については、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、保有先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金証券部を通じ、ALM委員会や常勤理事会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立し実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫の保有する債券、上場株式、投資信託、仕組預金、仕組貸出のVaR（最大損失額の推定値）の算出にあたっては、分散共分散法（保有期間240営業日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しています。令和4年3月31日現在でVaRで計測した市場リスク量は9,790.8百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。当事業年度において実施したバックテストングの結果、実際の損失がVaRを超えた回数はパーゼル銀行監督委員会の定める基準内に収まっていることから、使用している計測モデルは一定の精度のもとで市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率に基づき市場リスク量を計測しており、通常では想定できないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合もあります。そのため、当金庫ではストレステストを実施しております。

また、上記以外に、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品の「預け金」、「有価証券」のうち債券と投資信託、「貸出金」の金融資産、及び「預金積金」の金融負債について、一定の定義にもとづいてパンキング勘定のリスク量を月次で算出し、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。債券、仕組預金、仕組貸出の金利リスク量は再評価方式にて、投資信託は金利感応度による方法にて、仕組預金、仕組貸出を除く貸出金、預け金、預金積金などのリスク量はラダー方式にてそれぞれ算出しております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は23,299百万円減少するものと把握しております。

と把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	142,856	143,718	862
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,201	19,748	△452
その他有価証券	211,043	211,043	－
(3) 貸出金	181,285		
貸倒引当金（＊）	△2,734		
	178,551	177,072	△1,478
金融資産計	552,652	551,583	△1,068
(1) 預金積金	481,007	480,812	△194
(2) 借入金	49,024	49,029	5
金融負債計	530,031	529,842	△189

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については23.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（3ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（3ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（6ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	23
信金中金出資金（＊1）	2,064
その他出資金（＊1）	31
組合出資金（＊2）	1
合 計	2,120

（＊1）非上場株式、信金中金出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位: 百万円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	110,356	32,500	－	－
有価証券				
満期保有目的の債券	7,500	1,200	2,000	9,500
その他有価証券のうち満期があるもの	14,022	28,275	41,624	100,446
貸出金(※)	34,124	55,557	41,927	47,504
合 計	166,002	117,532	85,551	157,450

(※) 貸出金のうち、当座貸越及び延滞債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位: 百万円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	409,174	66,424	271	5,135
借入金	49,024	－	－	－
合 計	458,198	66,424	271	5,135

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。
23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25. ままで同様であります。
満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,001	3,036	35
	地方債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	5,999	6,164	165
	小計	9,001	9,201	200
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	200	200	－
	その他	11,000	10,347	△652
	小計	11,200	10,547	△652
合計		20,201	19,748	△452

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	71,791	70,518	1,273
	国債	21,239	20,721	518
	地方債	10,083	9,972	111
	社債	40,467	39,824	643
	その他	8,071	7,401	669
	小計	79,863	77,920	1,942
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	－	－	－
	債券	98,555	101,046	△2,490
	国債	28,322	29,353	△1,030
	地方債	24,146	24,805	△658
	社債	46,086	46,888	△802
	その他	32,624	33,698	△1,073
	小計	131,180	134,744	△3,564
合計		211,043	212,665	△1,621

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	－
債券	12,258	308	－
国債	5,556	206	－
地方債	5,679	79	－
社債	1,022	22	－
その他	6,296	152	220
合計	18,555	460	220

25. 減損処理を行った有価証券
売却目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出

資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。その他有価証券で時価のないものについては、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な根拠によって裏付けされる場合を除き、減損処理をしております。

当事業年度における減損処理額は、その他出資金0百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日の時価が取得価額に比べて30%以上下落した場合で、発行会社の業績の推移や財務状態、経営成績、格付け等を考慮の上、時価の回復が認められないと判断される銘柄について減損処理を実施しています。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は15,361百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが14,291百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(1年毎に)予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	21 百万円
貸倒引当金	208
退職給付引当金	123
減価償却超過額	44
賞与引当金	50
役員退職慰労引当金	105
土地減損額	77
その他	63
繰延税金資産小計	693
評価性引当額	△384
繰延税金資産合計	309
繰延税金負債	
資産除去債務	1
繰延税金負債合計	1
繰延税金資産の純額	307

28. 会計方針の変更
(収益認識に関する会計基準等の適用)
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しております。(時価の算定に関する会計基準等の適用)
企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)(以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。
29. 表示方法の変更
信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 23円17銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。
減損損失の算定に当たり、当該資産は事業年度において用途変更により遊休資産として本部管理としております。当該固定資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
 - 地域・用途 美方郡香美町内所有不動産
 - 種類 土地建物
 - 減損損失額 8,668千円なお、当該資産の回収可能額は正味売却価額により測定しており、時価は処分見込価格にて算定しております。

預金科目別残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当座預金	13,753	2.89	13,592	2.83
普通預金	175,419	36.81	183,515	38.15
貯蓄預金	14,487	3.04	27,641	5.75
通知預金	562	0.12	584	0.12
別段・納税準備預金	3,858	0.81	3,853	0.80
定期預金	255,036	53.51	238,658	49.62
定期積金	13,230	2.78	12,909	2.68
外貨預金等	248	0.05	251	0.05
合 計	476,598	100.00	481,007	100.00

預金科目別平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
流動性預金	187,074	224,531
当座預金	12,577	13,065
普通預金	165,821	188,082
貯蓄預金	6,781	21,227
通知預金	393	631
別段・納税準備預金	1,500	1,524
定期性預金	286,180	261,869
定期預金	273,212	249,004
うち固定金利定期預金	273,183	248,971
うち変動金利定期預金	29	33
定期積金	12,967	12,865
外貨預金等	243	248
合 計	473,498	486,650

* 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金者別残高(個人・法人)

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	376,134	78.92	379,324	78.86
一般法人	82,161	17.24	83,724	17.40
金融機関	134	0.03	181	0.04
公 金	18,167	3.81	17,776	3.70
合 計	476,598	100.00	481,007	100.00

固定金利定期預金、 変動金利定期預金の残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
固定金利定期預金	255,004	238,627
変動金利定期預金	32	31
合 計	255,036	238,658

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
一般財形預金	4,984	4,870
年金財形預金	1,218	1,124
住宅財形預金	143	123
合 計	6,345	6,118

貸出金の状況

貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
割引手形	577	0.32	539	0.30
手形貸付	6,857	3.78	6,995	3.86
証書貸付	167,050	92.16	166,531	91.86
当座貸越	6,772	3.74	7,219	3.98
合 計	181,258	100.00	181,285	100.00

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：先、百万円、%)

業種区分	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	247	11,426	6.30	253	11,132	6.14
農業、林業	34	689	0.38	30	643	0.35
漁業	5	18	0.00	5	104	0.05
鉱業、採石業、砂利採取業	1	180	0.09	1	163	0.08
建設業	337	14,446	7.96	346	15,071	8.31
電気・ガス・熱供給・水道業	7	495	0.27	9	483	0.26
情報通信業	11	161	0.08	9	226	0.12
運輸業、郵便業	44	1,294	0.71	42	1,351	0.74
卸売業、小売業	398	15,518	8.56	403	16,211	8.94
金融業、保険業	11	14,206	7.83	12	13,230	7.29
不動産業	273	21,204	11.69	278	22,449	12.38
物品賃貸業	5	119	0.06	5	115	0.06
学術研究、専門・技術サービス業	32	883	0.48	30	1,041	0.57
宿泊業	109	6,878	3.79	109	6,355	3.50
飲食業	175	2,367	1.30	190	2,498	1.37
生活関連サービス業、娯楽業	70	3,927	2.16	72	3,853	2.12
教育、学習支援業	16	386	0.21	15	361	0.19
医療・福祉	88	6,065	3.34	80	5,881	3.24
その他のサービス	186	3,808	2.10	192	4,191	2.31
小 計	2,049	104,080	57.42	2,081	105,366	58.12
地方公共団体	12	32,158	17.74	12	30,157	16.63
個人	10,293	45,020	24.83	9,989	45,761	25.24
合 計	12,354	181,258	100.00	12,082	181,285	100.00

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. 外貨貸付は除いております。

貸出金資金使途別残高

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設備資金	36,617	20.20	37,700	20.80
運転資金	100,384	55.38	98,589	54.38
消費資金	7,597	4.19	7,368	4.06
住宅資金	36,660	20.23	37,626	20.76
合 計	181,258	100.00	181,285	100.00

(注) 外貨貸付は除いております。

固定金利及び変動金利別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
固定金利	103,403	99,541
変動金利	77,855	81,744
合 計	181,258	181,285

(注) 外貨貸付は除いております。

割引手形、手形貸付、証書貸付及び当座貸越の平均残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
割引手形	700	484
手形貸付	7,147	6,485
証書貸付	165,289	168,596
当座貸越	6,131	5,647
合 計	179,269	181,214

* 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

消費者・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
消費者ローン	5,484	5,505
住宅ローン	36,660	37,626

会員・非会員融資額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
会員	131,023	134,890
非会員	50,235	46,394
合 計	181,258	181,285

(注) 外貨貸付は除いております。

貸出金の担保別残高内訳

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	3,803	2.10	3,544	1.96
有価証券	6	0.00	3	0.00
動 産	—	—	—	—
不動産	53,193	29.35	55,308	30.51
その他	—	—	—	—
計	57,002	31.45	58,855	32.47
信用保証協会・信用保険	51,246	28.27	52,007	28.69
保 証	20,639	11.39	20,162	11.12
信 用	52,370	28.89	50,259	27.72
合 計	181,258	100.00	181,285	100.00

(注) 外貨貸付は除いております。

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
預金積金	10	23
有価証券	—	—
動 産	—	—
不動産	0	0
その他	21	4
計	33	28
信用保証協会・信用保険	6	6
保 証	15	4
信 用	—	17
合 計	55	56

代理貸付残高内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
信金中央金庫	28	10
日本政策金融公庫中小企業事業	—	—
日本政策金融公庫国民生活事業	0	0
日本政策金融公庫農林水産事業	—	—
住宅金融支援機構	1,805	1,588
福祉医療機構	46	32
その他	198	180
合 計	2,080	1,810

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
一般貸倒引当金	128	231
個別貸倒引当金	2,902	2,502
合 計	3,031	2,734

貸倒引当金期中増減額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
増 額	3,031	2,734
減 額	2,573	3,031
期末残高	3,031	2,734

貸出金償却額

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	—	7,103

貸出金の状況

不良債権の概要について

不良債権とは、回収困難になる可能性が高い貸出金のことをいいます。当金庫では、取引先企業の事業再生や経営改善支援の取組みを一層強化するとともに不良債権については、自己査定に基づき、厳正な償却・引当の実施に努めています。

なお、信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令和2年度	2,081	2,081	1,072	1,009	100.00	100.00
	令和3年度	2,319	2,319	1,636	683	100.00	100.00
	増 減	237	237	564	△ 326	0.00	0.00
危 険 債 権	令和2年度	5,638	4,653	2,761	1,892	82.53	65.77
	令和3年度	5,680	4,895	3,075	1,819	86.18	69.86
	増 減	41	241	314	△ 73	3.65	4.09
要 管 理 債 権	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	増 減	—	—	—	—	—	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和2年度	—	—	—	—	—
		令和3年度	—	—	—	—	—
		増 減	—	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和2年度	—	—	—	—	—
		令和3年度	—	—	—	—	—
		増 減	—	—	—	—	—
小 計 (A)	令和2年度	7,720	6,735	3,833	2,902	87.24	74.66
	令和3年度	8,000	7,215	4,712	2,502	90.18	76.12
	増 減	279	479	879	△ 399	2.94	1.46
正 常 債 権 (B)	令和2年度	173,684					
	令和3年度	173,439					
	増 減	△ 244					
総与信残高 (A) + (B)	令和2年度	181,404					
	令和3年度	181,439					
	増 減	35					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	44,978	45,272	52,563	45,496
地方債	35,516	40,975	34,230	32,839
短期社債	—	723	—	—
社債	86,627	90,310	86,754	87,012
株式	182	182	23	36
投資信託	16,549	16,656	17,539	16,510
外国証券	29,765	23,580	40,156	35,848
その他の証券	1	1	1	1
合 計	213,620	217,702	231,269	217,743

有価証券の種類別残存期間別残高

令和2年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	400	5,600	1,200	—	—	36,740	—	43,940
地方債	1,900	5,269	2,109	2,900	4,898	18,313	—	35,390
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	13,745	21,010	6,600	9,682	14,756	20,100	—	85,893
株式	—	—	—	—	—	—	182	182
投資信託	100	300	—	5,600	6,000	900	3,160	16,060
外国証券	—	5,100	1,300	600	2,100	7,600	13,001	29,701
その他の証券	—	—	—	—	—	—	1	1

令和3年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	3,400	200	200	—	—	49,340	—	53,140
地方債	2,300	3,869	1,509	100	1,698	25,306	—	34,782
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	11,322	13,488	6,424	9,147	20,278	25,300	900	86,859
株式	—	—	—	—	—	—	23	23
投資信託	—	—	1,100	8,185	1,300	500	6,221	17,307
外国証券	4,500	1,400	1,300	1,200	1,700	9,500	21,200	40,800
その他の証券	—	—	—	—	—	—	1	1

有価証券等評価損益

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	取得価格(契約価格)	時価	評価損益	取得価格(契約価格)	時価	評価損益
有価証券	211,239	213,687	2,448	232,891	230,817	△ 2,073
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
金融先物取引等	—	—	—	—	—	—
金融等デリバティブ取引	—	—	—	—	—	—
先物外国為替取引	—	—	—	—	—	—
有価証券店頭デリバティブ取引等	—	—	—	—	—	—
有価証券先物取引等	—	—	—	—	—	—

有価証券の状況

有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1. 売買目的有価証券 該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	3,002	3,089	86	3,001	3,036	35
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	6,599	6,843	244	5,999	6,164	165
	小 計	9,602	9,933	330	9,001	9,201	200
時価が貸借 対照表計上 額を超えない もの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	短期社債	－	－	－	－	－	－
	社債	200	200	－	200	200	－
	その他	7,800	7,536	△ 263	11,000	10,347	△ 652
	小 計	8,000	7,736	△ 263	11,200	10,547	△ 652
合 計		17,602	17,669	67	20,201	19,748	△ 452

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当する取引はありません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和 2 年度			令和 3 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	112,562	110,035	2,527	71,791	70,518	1,273
	国債	29,275	28,109	1,165	21,239	20,721	518
	地方債	21,424	21,112	311	10,083	9,972	111
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	61,862	60,812	1,050	40,467	39,824	643
	その他	18,649	17,787	861	8,071	7,401	669
	小 計	131,211	127,822	3,388	79,863	77,920	1,942
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	51,357	52,066	△ 708	98,555	101,046	△ 2,490
	国債	12,701	12,898	△ 197	28,322	29,353	△ 1,030
	地方債	14,092	14,273	△ 181	24,146	24,805	△ 658
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	24,564	24,894	△ 330	46,086	46,888	△ 802
	その他	13,265	13,564	△ 298	32,624	33,698	△ 1,073
	小 計	64,623	65,630	△ 1,007	131,180	134,744	△ 3,564
合 計		195,834	193,453	2,381	211,043	212,665	△ 1,621

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	182	23
組合出資金	1	1
合 計	183	24

金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1.運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

2.満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

3.その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

公共債引受額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
国債	—	—
地方債	—	—
政府保証債	—	—
合 計	—	—

公共債窓口販売実績

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
実績額	6	5

公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

商品有価証券の種類別平均残高

該当する取引はありません。

オプション取引の時価情報

該当する取引はありません。

オフバランス取引の状況

該当する取引はありません。

先物取引の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引の状況

該当する取引はありません。

外国為替取扱高

(単位：千米ドル)

	令和2年度	令和3年度
貿易	8,677	7,998
貿易外	4,724	759
合 計	13,402	8,757

内国為替取扱高

(単位：百万円)

区 分		令和2年度		令和3年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込為替	仕向為替	837,821	381,609	856,686	406,792
	被仕向為替	1,214,384	446,114	1,206,550	451,080
代金取立	仕向為替	7,744	11,777	6,838	10,208
	被仕向為替	31,616	30,531	28,047	26,790

経費の内訳

(単位：千円)

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度
人件費	2,337,800	2,276,223
報酬給料手当	1,840,280	1,802,275
退職給付費用	215,760	192,063
その他	281,760	281,885
物件費	1,689,001	1,599,364
事務費	580,115	529,604
（うち旅費・交通費）	2,677	2,294
（うち通信費）	81,332	75,363
（うち事務機械賃借料）	9,508	7,681
（うち事務委託費）	385,877	348,520
固定資産費	295,077	276,111
（うち土地建物賃借料）	15,626	14,999
（うち保全管理費）	221,892	202,317
事業費	70,693	55,430
（うち広告宣伝費）	24,313	12,405
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	21,661	22,069
人事厚生費	25,672	25,778
減価償却費	573,828	571,078
その他	143,614	141,361
税 金	68,206	140,144
合 計	4,095,009	4,015,733

業務粗利益

(単位：千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度
資金運用収支	4,803,547	4,096,672
資金運用収益	4,970,555	4,192,976
資金調達費用	167,007	96,303
役務取引等収支	405,163	301,502
役務取引等収益	746,164	643,042
役務取引等費用	341,001	341,540
その他の業務収支	303,733	430,073
その他業務収益	368,751	433,088
その他業務費用	65,018	3,014
業務粗利益	5,512,444	4,828,248
業務粗利益率	1.05%	0.86%
業務純益	1,434,412	738,281
実質業務純益	1,445,643	841,165
コア業務純益	1,195,733	456,213
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	710,643	623,388
資金調達原価率	0.87%	0.77%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
4. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
5. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。
6. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

直近 5 事業年度における主要な事業の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常収益 (百万円)	6,780	6,501	6,000	6,166	5,312
経常利益 (百万円)	1,661	1,478	1,184	1,004	422
当期純利益 (百万円)	1,336	1,103	917	569	395
出資総額 (百万円)	846	852	856	852	852
出資総口数 (口)	16,932,247	17,059,032	17,135,006	17,041,871	17,045,027
純資産額 (百万円)	43,288	44,795	43,848	43,410	40,432
総資産額 (百万円)	487,721	496,797	506,880	557,850	572,598
預金積金残高 (百万円)	440,698	447,946	459,752	476,598	481,007
貸出金残高 (百万円)	174,367	178,624	179,460	181,258	181,285
有価証券残高 (百万円)	194,890	207,809	213,002	213,620	231,269
単体自己資本比率 (%)	25.42	25.01	23.92	23.23	21.75
出資に対する配当金 (千円)《配当率》	50,334 《年6%》	50,853 《年6%》	42,558 《年5%》	33,934 《年4%》	33,937 《年4%》
役員数 (人)	11	11	11	11	11
うち常勤役員数 (人)	8	8	8	8	8
職員数 (人)	355	341	324	319	322
会員数 (人)	25,708	25,910	26,208	26,264	26,376

(注) 総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	520,195	561,111	4,970,555	4,192,976	0.95	0.74
うち貸出金	179,269	181,214	2,280,842	2,197,634	1.27	1.21
うち預け金	117,881	155,922	163,167	216,433	0.13	0.13
うちコールローン	14	13	29	7	0.20	0.05
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	217,702	217,743	2,462,695	1,711,874	1.13	0.78
資金調達勘定	488,623	528,068	167,007	96,303	0.03	0.01
うち預金積金	473,498	486,650	164,759	94,631	0.03	0.01
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	14,966	41,244	1,452	803	0.00	0.00
うちコールマネー	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度437百万円、令和3年度629百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	351,407	△ 33,962	317,445	305,750	△ 1,083,329	△ 777,579
うち貸出金	26,121	△ 195,249	△ 169,128	23,582	△ 106,790	△ 83,208
うち預け金	31,255	△ 41,965	△ 10,710	52,804	461	53,266
うちコールローン	△ 9	△ 276	△ 286	△ 0	△ 21	△ 22
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	115,767	374,872	490,640	323	△ 751,144	△ 750,821
支払利息	12,358	△ 121,404	△ 109,046	7,193	△ 77,897	△ 70,704
うち預金積金	7,405	△ 115,831	△ 108,426	2,557	△ 72,685	△ 70,128
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,441	△ 2,092	△ 651	511	△ 1,160	△ 649
うちコールマネー	△ 73	—	△ 73	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

諸比率

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度
総資金利鞘	0.08	△ 0.03
総資産経常利益率	0.18	0.07
総資産当期純利益率	0.10	0.06
預貸率(平均)	37.86	37.23
預貸率(期末)	38.03	37.68
預証率(平均)	45.97	44.74
預証率(期末)	44.82	48.08
預金原価率	0.89	0.83
資金運用利回	0.95	0.74
保有有価証券利回	1.13	0.78
資金調達原価率	0.87	0.77

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$
2. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$
3. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

1店舗あたりの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
預 金	17,021	17,178
貸出金	6,473	6,474

職員1人あたりの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
預 金	1,494	1,493
貸出金	568	562

自動機器設置状況

(単位：台)

	令和2年度	令和3年度
自動入金機(ATM)	92	92
両替機	6	6

退職給付会計に関する事項

◆採用している退職給付制度の概要

当金庫では、確定給付企業年金を採用しております。また、総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に別途加入しています。

●退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和2年度	令和3年度
退 職 給 付 債 務 (A)	1,784,880	1,776,742
年 金 資 産 (B)	1,395,139	1,407,227
前 払 年 金 費 用 (C)	－	－
未 認 識 過 去 勤 務 (D)	－	－
未 認 識 数 理 計 算 上 の 差 異 (E)	△ 70,560	△ 71,743
その他(会計基準変更時差異の未処理額) (F)	－	－
退職給付引当金 (A－B－C－D－E－F)	460,301	441,258

●退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和2年度	令和3年度
勤 務 費 用 (A)	94,718	100,318
利 息 費 用 (B)	5,104	5,297
期 待 運 用 収 益 (C)	△ 31,138	△ 34,878
過 去 勤 務 費 用 の 費 用 処 理 額 (D)	－	－
数 理 計 算 上 の 差 異 の 費 用 処 理 額 (E)	10,744	△ 10,435
会 計 基 準 変 更 時 差 異 の 費 用 処 理 額 (F)	－	－
その他(臨時に支払った割増退職金等) (G)	－	－
退職給付費用 (A+B+C+D+E+F+G)	79,428	60,302

●退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和2年度	令和3年度
(1)割引率	0.30%	0.30%
(2)期待運用収益率	2.50%	2.50%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4)過去勤務費用の額の処理年数	－	
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年(発生日年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6)会計基準変更時差異の処理年数	－	

報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	163

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は3名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」163百万円であり、「賞与」及び「退職慰労金」の支払いはありませんでした。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象職員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬を受ける者はいません。

(1) 自己資本の構成に関する事項

自己資本調達手段の概要

1. 自己資本を構成する主なものは、コア資本です。
2. コア資本は会員の皆様からお預かりしている出資金や、利益剰余金、一般貸倒引当金があります。
 なお、当金庫では偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っております。

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	41,658	42,020
うち、出資金及び資本剰余金の額	852	852
うち、利益剰余金の額	40,840	41,201
うち、外部流出予定額(△)	33	33
うち、上記以外に該当するものの額	△0	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	159	313
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	159	313
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	41,817	42,334
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	177	142
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	177	142
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	21
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	177	163
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	41,640	42,170
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	169,997	184,821
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,244	8,993
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	179,241	193,814
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	23.23%	21.75%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関し、自己資本比率は国内基準の4%をはるかに上回っております。
また、金融業界でも高位に位置し、当金庫の健全性、安全性を示すものとなっております。
- 特定のポートフォリオヘリスク・アセットが極度に集中していることはなく、リスクの分散を図っております。
- 自己資本充実策については、年度毎に掲げる諸計画に基づいた業務活動から得られる利益を着実に積上げることが重点としております。
- 自己資本の充実度に関する評価については、当金庫が整備している統合的なリスク管理態勢の下で実施しております。
具体的には、「信用リスク」・「市場リスク」・「オペレーショナルリスク」の3つのリスクに対して各々資本配賦を行い、計量化したリスク量が配賦した資本の枠内にコントロールできるよう運営を行っております。
また、ストレステストで計測した各種のリスクが同時に顕在化した場合を想定し、その場合の自己資本の毀損度を把握しております。

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	169,997	6,799	184,821	7,392
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	156,330	6,253	167,099	6,683
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	501	20	502	20
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	570	22	510	20
我が国の政府関係機関向け	2,189	87	1,307	52
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	26,532	1,061	23,659	946
法人等向け	47,184	1,887	53,598	2,143
中小企業等向け及び個人向け	27,891	1,115	27,435	1,097
抵当権付住宅ローン	5,270	210	5,899	235
不動産取得等事業向け	17,541	701	18,348	733
3月以上延滞等	73	2	57	2
取立未済手形	7	0	8	0
信用保証協会等による保証付	2,019	80	2,042	81
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	376	15	3,328	133
出資等のエクスポージャー	376	15	3,328	133
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	26,171	1,046	30,399	1,215
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	14,148	565	18,658	746
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,064	82	2,064	82
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	801	32	716	28
上記以外のエクスポージャー	9,156	366	8,959	358
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	15,068	602	19,112	764
ルック・スルー方式	15,068	602	19,112	764
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	23	0	34	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,244	369	8,993	359
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	179,241	7,169	193,814	7,752

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.オペレーショナル・リスク相当額は、当金庫は基礎的手法により算定しております。＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5.単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3)信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

リスク管理の方針及び手続きの概要

- 1.信用リスクとは、取引先の経営・財務状況の悪化等により、貸出金などの元本や利息の回収が困難となって、損失を被るリスクのことをいいます。
- 2.当金庫では、貸出資産の健全性確保のため営業推進部門と審査部門とを分離し、相互牽制体制を強化する等、厳正な審査を行っています。また、貸出資産の査定については取引先の実態を踏まえ、正確な自己査定を実施して資産の分類、適正な償却・引当を行っています。そして、経営相談・経営支援を行うことにより、貸出資産の良質化に向けた信用リスク管理に取り組んでいます。更に、研修等を通じ、職員の与信判断能力や経営改善・支援能力等の強化を図っています。
- 3.取引先の再生支援を通じて貸出資産の健全性を確保するため、中小企業診断士の資格を持つ職員を担当部署に配置しております。
- 4.当金庫では信用リスクを計測するためSDB（Shinkin Data Bank 信金中央金庫が運営する信用リスクデータベース）を活用する他、各種の信用リスク基礎データを蓄積し、活用することで信用リスク管理の徹底を図っております。
- 5.信用コストである貸倒引当金は、自己査定における債務者区分毎の結果に基づき「自己査定基準」、「資産の償却引当規程」等により算定しております。

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、当金庫は標準的手法を採用しており、以下の5社を適格格付機関に定めリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------|
| (1) 株式会社 格付投資情報センター (R&I) | (4) S&Pグローバル・レーティング (S&P) |
| (2) 株式会社 日本格付研究所 (JCR) | (5) フィッチレーティングスリミテッド (Fitch) |
| (3) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) | |

なお、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の使い分けは行っておりません。

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分		エクスポ ージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ 取 引			
			令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国	内	566,459	592,176	392,509	404,189	173,872	187,871	77	115	861	200	
国	外	8,722	10,040	—	—	8,722	10,040	—	—	—	—	
地 域 別 合 計		575,181	602,216	392,509	404,189	182,594	197,912	77	115	861	200	
製 造 業		26,539	32,060	11,711	11,370	14,828	20,690	—	—	116	106	
農 業、林 業		1,187	1,159	786	759	400	400	—	—	—	—	
漁 業		27	132	27	132	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業		181	164	181	164	—	—	—	—	—	—	
建 設 業		16,436	18,467	15,435	16,163	1,000	2,304	—	—	—	5	
電気・ガス・熱供給・水道業		3,210	4,900	506	495	2,703	4,405	—	—	—	—	
情 報 通 信 業		1,565	1,731	163	229	1,401	1,501	—	—	—	—	
運 輸 業、郵 便 業		25,128	19,622	1,308	1,361	23,819	18,261	—	—	—	—	
卸 売 業、小 売 業		19,910	21,795	16,405	17,080	3,504	4,715	—	—	25	14	
金 融 業、保 険 業		257,702	267,899	212,611	223,432	45,013	44,351	77	115	—	—	
不 動 産 業		30,150	32,314	21,936	23,488	8,213	8,825	—	—	18	22	
物 品 賃 貸 業		119	115	119	115	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業		1,223	1,352	1,223	1,352	—	—	—	—	—	—	
宿 泊 業		6,968	6,443	6,968	6,443	—	—	—	—	641	29	
飲 食 業		2,985	3,100	2,985	3,100	—	—	—	—	51	—	
生活関連サービス業、娯楽業		4,311	4,257	4,311	4,257	—	—	—	—	—	—	
教 育、学 習 支 援 業		455	449	455	449	—	—	—	—	—	—	
医 療、福 祉		8,339	7,434	6,634	6,331	1,704	1,102	—	—	—	—	
そ の 他 の サ ー ビ ス		5,719	6,601	5,209	6,090	509	510	—	—	—	—	
国・地方公共団体等		111,675	121,019	32,181	30,177	79,493	90,841	—	—	—	—	
個 人		39,536	39,972	39,536	39,972	—	—	—	—	8	22	
そ の 他		11,806	11,219	11,806	11,219	—	—	—	—	—	—	
業 種 別 合 計		575,181	602,216	392,509	404,189	182,594	197,912	77	115	861	200	
1 年 以 下		193,636	212,712	177,552	191,124	16,082	21,587	1	—	—	—	
1 年 超 3 年 以 下		84,150	61,853	47,074	43,179	37,075	18,673	—	—	—	—	
3 年 超 5 年 以 下		25,780	24,542	14,524	14,804	11,255	9,738	—	—	—	—	
5 年 超 7 年 以 下		30,353	26,278	17,155	15,798	13,197	10,479	—	—	—	—	
7 年 超 10 年 以 下		52,134	53,725	33,792	34,171	18,341	19,554	—	—	—	—	
10 年 超		171,728	202,975	86,335	89,295	85,393	113,680	—	—	—	—	
期間の定めのないもの		17,398	20,128	16,074	15,814	1,247	4,198	76	115	—	—	
残 存 期 間 別 合 計		575,181	602,216	392,509	404,189	182,594	197,912	77	115	—	—	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	117	128	—	117	128
	令和3年度	128	231	—	128	231
個別貸倒引当金	令和2年度	2,459	2,906	5	2,454	2,906
	令和3年度	2,906	2,506	643	2,263	2,506
合 計	令和2年度	2,577	3,035	5	2,571	3,035
	令和3年度	3,035	2,737	643	2,391	2,737

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	79	75	75	65	－	－	79	75	75	65	－	－
農 業、林 業	－	－	－	4	－	－	－	－	－	4	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	63	147	147	399	－	－	63	147	147	399	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	2	－	－	－	－	－	2	－	－
卸売業、小売業	28	118	118	134	－	8	28	110	118	134	－	－
金融業、保険業	2	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	353	406	406	380	2	17	351	388	406	380	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	606	633	633	4	－	595	606	37	633	4	－	7
飲 食 業	0	37	37	13	－	21	0	16	37	13	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	1,270	1,405	1,405	1,397	－	－	1,270	1,405	1,405	1,397	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療、福 祉	20	48	48	49	－	－	20	48	48	49	－	－
その他のサービス	5	4	4	26	－	－	5	4	4	26	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	27	29	29	28	－	－	27	29	29	28	－	－
合 計	2,459	2,906	2,906	2,506	5	643	2,454	2,263	2,906	2,506	－	7

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,014	221,991	2,018	251,244
10%	400	47,390	—	38,602
20%	142,175	604	135,120	198
35%	—	15,312	—	17,112
50%	33,141	13,028	39,981	12,141
75%	—	30,131	—	29,860
100%	2,403	58,635	4,568	62,053
150%	—	21	—	8
250%	4,709	320	6,513	286
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	184,844	387,435	188,201	411,508

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 信用リスク削減手法とは、各々ポートフォリオ中の信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券、保証等が該当します。
- 当金庫が取扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産、保証には信用保証協会保証、人的保証、保証会社等民間保証があります。
- 当金庫が自己資本比率の算出過程において採用する信用リスク削減手法は簡便法で、適用する適格金融資産担保は自金庫預金積金のみです。
また、保証では政府・地公体保証、民間保証等があり、これによる信用リスク削減も行なっております。

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		5,355	5,094	26,769	25,033	－	－

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 派生商品取引とは、先物取引、スワップ取引、オプション取引等のデリバティブの総称で、当金庫では主に外国為替先物予約取引があります。なお、派生商品取引には各々の市場の変動等により損失を被る可能性がある市場リスクや、取引の相手方が支払不能等になり損失を被る可能性がある信用リスクがあります。
- 当金庫は、市場リスクへの対応として外国為替先物予約取引ではカバー取引によりリスクの圧縮を行っています。
- 信用リスクへの対応のうちお客様との取引については、保全等を含めたお取引全体の中で与信判断を行うことでリスクを限定しております。
- 有価証券関連取引では、内規等に定めている運用方針に沿った取引に限定するとともに、取引に係るリスクを定期的に計測し、リスク管理を行っております。

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	1	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
①派生商品取引合計	77	115	77	115
(i) 外国為替関連取引	1	—	1	—
(ii) 金利関連取引	76	115	76	115
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	77	115	77	115

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

自己資本の充実の状況

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

バンキング勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 1.バンキング勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場・非上場株式、株式関連投資信託、信金中金出資金、及びその他出資金です。
- 2.そのうち、上場株式、株式関連投資信託については定期的に最大予想損失額 (VaR) 等によりリスク量を計測しています。また、過去のマーケットの変動データ等を用いたストレステストを行い、その結果を把握・分析するとともに定期的にALM委員会等へ報告するなど、リスク管理に努めています。
- 3.株式等関連商品への投資は、有価証券に割当てられた自己資本の範囲内で行っており、ポートフォリオ全体のリスクバランスにも配慮して、投資方針や投資上限等を定めております。
- 4.株式等関連商品への投資方針は「余裕資金運用規程」の他、関連する基準等に定めております。また、担当部署における運用状況についてはリスク管理におけるミドル部署が適切に把握・管理しています。

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非上場株式等	2,284	2,280	2,125	2,121
合 計	2,284	2,280	2,125	2,121

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
非上場株式等にはその他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資等を含んでおります。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売 却 益	59	23
売 却 損	20	76
償 却	0	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	△ 56	△ 67

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	0	0

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	28,899	35,234
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは市場金利の変動により、資産・負債（預金、貸出金、預け金、有価証券等）の価値や将来収益が変動し、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、金利感応資産・負債を対象として管理しています。

銀行勘定の金利リスク（IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book）は、毎月末を基準日としてΔEVE（Economic Value of Equity: 金利ショックに対する経済価値の減少額）及びΔNII（Net Interest Income: 金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月経過する日までの間の金利収益の減少額）並びにVaR（Value at Risk 最大損失額の推定値）により計測しています。計測結果はリスク管理にあたっての定量的分析に利用するとともに、ALM委員会、常勤理事会及び理事会に報告しています。

当金庫では、銀行勘定の金利リスク量と自己資本の関係だけでなく、信用リスクや有価証券に関する市場リスク、オペレーショナル・リスク等も併せた統合リスク量と自己資本を対比し、健全性や収益性について吟味しながら、方針を定めて管理しています。

ロ. 金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.277年
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年
- ③流動性への満期の割り当て方法及びその前提：金融庁が定める保守的な前提を採用しています。コア預金は随時払戻しが可能な当座預金、普通預金、貯蓄預金を対象としています。
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提：固定金利貸出の期限前返済率や定期預金の早期解約率は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ⑤複数通貨の集計方法及びその前提：通貨別に算出した金利リスクは、通貨間の相関は考慮せず、保守的な方法により集計しています。投資信託の一部外国通貨については、重要性の観点からその他の外国通貨に集計して算出しています。
- ⑥スプレッドに関する前提：リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
- ⑦内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提：内部モデルは使用していません。
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明：金利リスクの内、ΔEVE（最大値：上方パラレルシフト）は、有価証券の増加を主要因に2,729百万円増加し、23,299百万円となりました。ΔNIIは、預け金の減少や借入金増加を要因に上方パラレルシフトが最大値となり、75百万円減少の22百万円となりました。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明：令和3年度のΔEVE（最大値：上方パラレルシフト）は、自己資本の額に対し20%を超えておりますが、水準を定めて管理することで健全性の確保に努めています。

(2) ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

ストレステストでは過去ストレス事象発生時の金利ショックと、ポートフォリオへの影響を考慮した金庫独自のシナリオによる金利ショックを使用しています。VaRの算出にあたっては、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

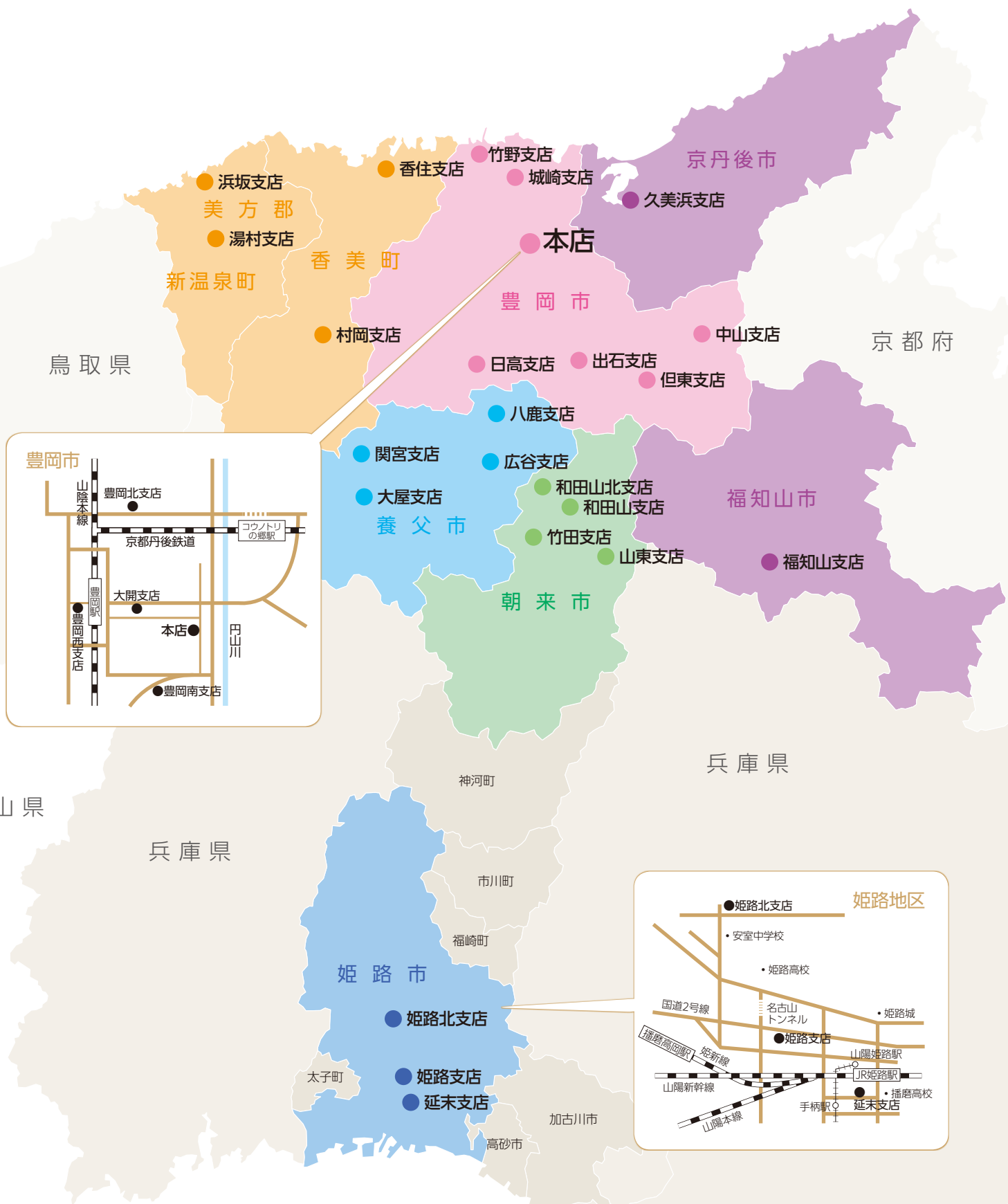
②金利リスク計測の前提及びその意味

VaRの算出にあたっては、分散共分散法（保有期間240営業日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しています。当金庫の保有する債券、投資信託、仕組預金、仕組貸出等の金利リスクを含むVaRと、有価証券の評価損益と売買損益の和（正の場合はゼロとする）により計量化した市場リスク量を、配賦されたリスク資本と対比して管理しています。VaR及びストレステストの結果はリスク資本の配賦等のリスク管理に活用しています。

(単位：百万円)

IRRBB：銀行勘定の金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	20,570	23,299	△ 106	22
2	下方パラレルシフト	0	0	97	△ 17
3	スティープ化	17,607	21,700		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	1,689	2,280		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	20,570	23,299	97	22
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	41,640		42,170	

店舖紹介



キャッシュコーナーのご案内

●店舗数 28店舗

(令和4年6月末現在)

店名	住所	電話番号
本店営業部	豊岡市中央町17-8	(0796) 23-1201
大開支店	豊岡市千代田町8-25	(0796) 23-2400
豊岡南支店	豊岡市弥栄町1-23	(0796) 22-6300
豊岡西支店	豊岡市高屋1040-1	(0796) 24-1161
豊岡北支店	豊岡市船町334-1	(0796) 24-1671
城崎支店	豊岡市城崎町湯島278	(0796) 32-2724
竹野支店	豊岡市竹野町竹野1463-1	(0796) 47-1755
日高支店	豊岡市日高町江原160-3	(0796) 42-1301
出石支店	豊岡市出石町柳63-1	(0796) 52-3100
中山支店	豊岡市但東町中山552-4	(0796) 56-0341
但東支店	豊岡市但東町出合81-1	(0796) 54-0101
八鹿支店	養父市八鹿町八鹿1262-5	(079) 662-2226
広谷支店	養父市広谷66-2	(079) 664-0345
大屋支店	養父市大屋町加保679-4	(079) 669-0043
関宮支店	養父市関宮359-1	(079) 667-2221
和田山支店	朝来市和田山町東谷213-3	(079) 672-3328
和田山北支店	朝来市和田山町宮田939-3	(079) 673-2133
竹田支店	朝来市和田山町竹田2486-8	(079) 674-2628
山東支店	朝来市山東町矢名瀬町742-1	(079) 676-2120
香住支店	美方郡香美町香住区香住1626-11	(0796) 36-1202
村岡支店	美方郡香美町村岡区村岡2323-1	(0796) 94-0231
浜坂支店	美方郡新温泉町浜坂449-2	(0796) 82-1148
湯村支店	美方郡新温泉町井土2-1	(0796) 92-0055
姫路支店	姫路市元町65-10	(079) 297-8055
姫路北支店	姫路市田寺東3-9-11	(079) 292-6121
延末支店	姫路市東延末2-136	(079) 226-1200
久美浜支店	京都府京丹後市久美浜町77-1	(0772) 82-1122
福知山支店	京都府福知山市駅南町3-49	(0773) 23-0078

●キャッシュコーナー

(令和4年6月末現在)

店名	稼働時間		
	平日	土曜日	日・祝日
豊岡市	本店営業部	8:00~22:00	8:00~22:00
	豊岡市役所	8:00~21:00	8:00~21:00
	豊岡総合庁舎	8:00~19:00	—
	にしがき豊岡元町店	9:30~21:00	9:30~21:00
	梶原	8:00~21:00	8:00~21:00
	大開支店	8:00~22:00	8:00~22:00
	アイティ	10:00~20:00	10:00~20:00
	コープデイズ豊岡	10:00~22:00	10:00~22:00
	豊岡南支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	神美台	8:00~19:00	8:00~17:00
	フレッシュバザール豊岡江本	8:00~22:00	8:00~22:00
	三坂町	8:00~22:00	8:00~22:00
	九日市	8:00~22:00	8:00~22:00
	豊岡西支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	豊岡病院	8:00~20:00	8:45~20:00
	豊岡正法寺パーク	8:00~22:00	8:00~22:00
	豊岡北支店	8:00~22:00	8:00~22:00
	アルコム	8:00~22:00	8:00~22:00
	市場	8:00~21:00	8:00~21:00
	メガフレッシュ館	8:00~22:00	8:00~22:00
	メガストック館	9:00~20:00	9:00~20:00
	城崎支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	港	8:00~19:00	8:00~19:00
	竹野支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	日高支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	日高病院	8:45~18:00	—
	日高総合支所	8:00~21:00	8:00~21:00
	西芝	8:00~22:00	8:00~22:00
	マップスバリュ日高店	8:00~22:00	8:00~22:00
	日高パーク	8:00~22:00	8:00~22:00
	ヒラキ日高店	9:00~21:00	9:00~21:00
	神鍋高原	8:00~21:00	8:00~21:00
養父市	出石支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	福祉ゾーン	8:45~18:00	8:45~18:00
	町分	8:00~22:00	8:00~22:00
	中山支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	但東支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	八鹿支店	8:00~22:00	8:00~22:00
	養父市役所	8:00~21:00	8:00~21:00
	八鹿病院	8:00~19:00	8:45~18:00
	フレッシュバザール八鹿店	8:00~22:00	8:00~22:00
	広谷支店	8:00~21:00	8:00~21:00
朝来市	養父地域局	8:00~21:00	8:00~21:00
	やぶYタウン	8:00~22:00	8:00~22:00
	大屋支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	関宮支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	和田山支店	8:00~22:00	8:00~22:00
	玉置	8:00~22:00	8:00~22:00
	エスタ和田山	9:00~21:00	9:00~21:00
	朝来医療センター	8:00~19:00	8:00~17:00
	和田山北支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	糸井	8:00~21:00	8:00~21:00
美方郡	竹田支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	和田山インター	8:00~22:00	8:00~22:00
	山東支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	香住支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	香住パーク	8:00~22:00	8:00~22:00
	村岡支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	村岡地域局	8:45~19:00	9:00~17:00
	小代地域局	8:00~21:00	8:00~21:00
	浜坂支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	新温泉町役場	9:00~18:00	—
姫路市	フレッシュバザール浜坂店	8:00~22:00	8:00~22:00
	湯村支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	湯村温泉薬師湯	8:45~19:00	8:45~18:00
	姫路支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	姫路北支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	延末支店	8:00~21:00	8:00~21:00
京丹後市	久美浜支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	にしがき久美浜店	8:00~22:00	8:00~22:00
福知山市	峰山パーク	8:00~22:00	8:00~22:00
	福知山支店	8:00~21:00	8:00~21:00
	フレスポ福知山	8:00~22:00	8:00~22:00
	バザールタウン福知山店	9:00~23:00	9:00~22:00



但馬信用金庫公式Facebook、Instagramを是非ご覧ください！

セミナー情報やたんしん経営塾・経営塾OB会活動、地域行事や金庫行事など、当金庫の様々な取組みを幅広く情報発信しています。



●Facebook
https://www.facebook.com/tajimashinkin/



●Instagram
https://www.instagram.com/tajimashinkin/



 **但馬信用金庫**

〒668-8655 兵庫県豊岡市中央町17番8号
TEL.0796-23-1200(代表) FAX.0796-23-7716
<https://www.tanshin.co.jp/>